

委員会録

○名 称 決算特別委員会（2日目）

○日 時 令和7年9月18日午前9時30分から至午後3時11分

○場 所 和束町議会議場

○出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 吉田 哲也
委員 10名 欠席 0名

○説明出席者 町長 参事 理事 管理職員

○議長等 議長 畑 武志 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 松井 幸則 書記 長谷川真理

令和7年和束町決算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

昨日17日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

また、昨日同様、質問される委員は、最初に何ページのどの項目かを明確にし、質問してください。

なお、山本委員におかれましては、起立での質疑等が困難なために、自席着座にて質疑・採決の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、質疑を続けます。

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

おはようございます。

私のほうから、また何点かご質問させていただきたいと思います。

事項別明細書の72ページの敬老会事業費になるのかなというふうに思うんですが昨年度ではないんですけど、今年度、先日行われました敬老福祉の集いの関係でございます。私たち議員のほうにこの案内が来たのは、和束町大字どこどこということで住所が書いてあるんですね。町長につきましては、和束町馬場正実と書いてある。この喜寿をお迎えの方へのご案内の中では、住所が京都府相楽郡和束町、京都府相楽郡和束町大字どこどこて書いてあるんですよ。町長のところも和束町 町長 馬場正実となっている。和束町町長が横1列なんですね。1段落として肩書なら分かるんですが、この辺りの案内を出す際にどういったチェックをされていたのかなと。当然これを出す前にチェックはされていると思うんですよ。そのチェックはどのようにされてきたのか、課長、お願いできますか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山委員のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんでした。まずは謝罪をさせていただきます。

決裁につきましては、一定、課員会議等、手順を踏んでやっておるところでございますが、どうしてもそういった抜け落ちがあったとの指摘でございますので、今後、十分注意して事務を行いたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひそこはこれからもいろいろと各課で案内を出せる機会もあるかと思いますが、そのところについては特に十分注意をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、事項別明細書123ページから124ページにかけてなんですが、教育費の関係でございます。

これまで和束町史の編さんということでいろいろと資料を集めさせていただいて、町史作成のためにご助力をいただいたわけでございますが、その中で住民の方からいろいろな参考となる資料を提供いただいたりされたかなというふうに思うんですが、その資料はやはり和束町にとって大切な資料だと思うんですが、今後その資料をどのように保存されていこうと考えておられるのか、町長。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ただいまの委員のご質問でございますが、令和6年度をもちまして、ほぼ資料の収

集が終わったということでございます。令和7年、8年で町史の編さんが刊行されるというところに移行しているという状況でございます。この資料につきましては、かなり貴重なものも発見されているということも聞いておりますので、今後スペースを確保しながら保管をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

どこでもそういった大切な資料というのは、例えば資料館をつくって一定の温度管理もしながら大切に保管されているところもあるかと思います。特に紙であったりしますとどうしてもろくなってしまう、経年で劣化してしまうこともありますので、そこは大切にいつまでも残るような保存方法を検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。次に、事項別明細書の64ページです。

茶源郷行政情報システム維持管理事業についてですが、令和6年度の新機の設置台数と今後のこの活用についてお尋ねしたい。総務課長ですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度に配信システム、タブレットを設置させていただいた台数でございますけども、3台でございます。累計にいたしまして471台でございます。

今後の活用にしましては、改めまして、住民サービスの向上、行政サービスの向上を目指して高速通信の設置をさせていただいているということでございますので、やはり住民に使い勝手のいいようなものをさせていただきたいと。また、それにつきましては、本町の議会の中継もさせていただいているので、より一層充実させていき

たいということで検討させていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

これからいろいろな形で活用いただくということでございます。

たしか6月議会だったと思いますが、このシステムの管理について意見を述べさせていただきましたが、先日確認しましたら、画面上、広報をタッチするといまに2022年3月のれんけいが出てくるということなんですよ。また、課についても、地域力推進課というのがまだホームで出てますしね、なかなか更新されない中で、今これから活用しようという考え方なんですね。これからデジタル化を進めていかないといけない状況にも国全体としてもあるわけですから、やはりそういったところが迅速に対応できるような体制づくりも必要かと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

なるべく全世帯に配付をしていただいて、全世帯の方がこの議会中継をご覧いただけるような体制づくりというのも必要かと思いますので、そこも含めまして検討をお願いしたいというふうに思います、町長いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の委員のご質問でございますが、茶源郷配信システムにつきましては、平時の活用、それからまた有事の活用ということも考えております。ご存じだと思いますけども、本日も上がってきただく2階で新たな防災行政無線の工事も行っております。これと併用しながら、皆さんにできるだけ多くの情報発信ができるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

異常気象のときのお知らせもありますから、やはりそういったところは防災無線だとなかなか聞き取りづらいところもあるんですが、あれですと文字表示になっていますから分かりやすいので、ぜひそこは活用いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、事項別明細書36ページ、海洋センター管理諸経費についてでございます。

令和6年度の海洋センターの使用状況、それとプールについては、多分、令和6年度は使用されてないかというふうに思いますが、あるプールの今後の活用のし方をどのようにお考えなのか、その辺り、まず使用状況については、まちづくり応援課長ですかね。次に、今後の考え方については町長かなと思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから高山委員のご質問にお答えいたします。

令和6年度のB&G海洋センターの使用状況でございますが、体育館の利用者でございますが、1年間通してでございますが、町内の方2,140名の方、町外の方1,368名の方、スポーツの活動等で利用していただいているところでございます。プールにつきましては、昨年度はB&Gのプールを活用させていただきまして、7月27日から8月17日までの土日及びお盆の期間ですけども、プールのほうを開放させていただきまして、その利用は町内250名、町外116名でございました。昨年度はプールを使用できませんでしたので、小学校のほうのプールをお借りしたということでございます。今年度も小学校のプールを活用していただきました。今年度に

つきましては、教育委員会のほうでプール事業をやっていただいたということでございます。

以上、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

プール・体育館等を含めた海洋センターの今後の利活用についてということでございますが、現時点では社会教育事業に使っていただくということで考えております。

ただ、昨年からいろいろ議論をしていますプールにつきましては、40年という歳月がたっておりまして、抜本的な改修が必要であるということと、小学校に同等のプールがあるということもあります。昨年度につきましては、小学校のプールを活用したということで、今後もその活用方法については、相楽東部広域連合教育委員会と調整をしながら活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、B & Gのプールにつきましては、消火水利になっておりますので、その点、水を抜くとなると同規模の消防水利が必要となりますので、これについては新たな活用方法というのは、今のところ何らかの形で活用したいと考えておるんですけども、よく似た使用の方法か、もしくは抜本的に使い方を変えるのか、一応、私の中ではこの秋ぐらいから財団ともいろいろ調整をかけていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

プールにつきましては、消火用の水利ということで、それも含めて、今後やはり遊ばしておくんじゃなくて有効に活用できるようになるべく検討いただきたいと思いま

す。よろしくお願ひいたします。

次に、事項別明細書の 50 ページです。交通安全対策事業費でカーブミラーの各区からの要請台数と設置台数についてお伺いしたい。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和 6 年度におきまして、各区からの要望があったものにつきましては、カーブミラーにつきましては 13 か所、防犯灯につきましては 7 か所更新、あるいは新しく設置させていただいたというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

これは要請台数と設置台数で確認したんですが、要請台数はそのままの台数なのか。それぞれ区によって設置台数も違うでしょうか、必要とする台数を新設したい、また交換も含めて台数で異なると思うんですよ。

ある区では、最近になってカーブミラーの真ん中が剥がれてしまって全く見えなくなって、肝心なところが見えなくなっているというところもあるんです。ただ、これが各区に例えば 2 基ずつの申請をしてくださいと、あとは予算の範囲内で処理しますということなのか、それとも必要台数を出してくださいと。その上で予算の範囲内で決定しますということなのか。各区に満遍なく設置されていっているのか、その辺りの考え方なんんですけど、やっぱり区によって必要とする台数で異なると思うので、そこは安全対策ですから、なるべくそういうことがかなうような予算もつけていただけたらなというふうに思うわけですが、その辺りはいかがですか。これで最後ですね。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

委員のご質問にお答えさせていただきます。

要望につきましてはそのときの区の状況もございますので、取りあえずは全ての箇所を要望として出していただいている。予算の範囲もございますので、その中で優先順位というのを決めさせていただいて、各区にわたるように満遍なく第1希望をされるところにつきましては設置をさせていただくということで事務を進めさせていただいております。

ここにも予算が乗っていますけども、それにつきましては70万円程度という予算でございますので、こちらにつきましてはまた要望等に合わせまして検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、70ページをお願いします。

総合保健福祉施設整備事業に関連して幾つかお聞きしておきたいと思います。

この事業は令和6年度におきまして価格的にも12億円以上の決算になっておりますし、大変目玉というか、大きな事業だったというふうに思います。

それで、既に令和7年度からオープンをされて稼働をしているわけですけども、令和6年度はそういった稼働に向けて、もちろん建設自身もそうですし、また令和7年度以降のオープン以降の運用も含めていろいろ準備をされた年度だったというふうに思います。

そういう観点から幾つかお聞きしておきたいと思います。

まず、施設の防災面での対策といいますか、安全確保という部分の確認でありますけども、昨日も防災面での災害対策という点で幾つかお話しさせていただいて、毎年

大規模化する災害であるとかいう中で、何十年に1回とか何百年に1回とかという話もありますけども、それが毎年更新されるような事態にもなっている中で、この新しい施設が、そういった今後の気候変動の中でのそういったものにもしっかりと耐え得る施設かどうかというのが大変大事だというふうに思っております。

もともとこの場所というのは、防災上の評価というのは低い実態がありました。特に浸水の危険が大きいということと、あと、土砂災害の警戒区域にも入っているということで、防災上の危険が大変大きいということで評価も低かったわけですが、ただ、候補地を決める際に、一定、根拠はよく分かりませんでしたけども、評価を引き上げて、それが一定決め手になって、この場所で整備するということになりました。

ただ、一方で、それをする際にやはり条件として地盤をかさ上げすることで安全が確保できるというような指摘が当時あったというふうに思います。

ただ、しかし結果的に見ますと、そのかさ上げ自身はなされないまま整備をされまして今に至っているわけですけども、そこでちょっと確認しておきたいんですが、そういう当初の想定というか、指摘というものがそのまま整備されたという状況でいいますと、それでも安全は保たれるんだという根拠ですね、また、それをしていく上の安全対策というのはどのようにされたのか、その辺を説明いただけますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員のご質問にお答えいたします。

当時、総合施設整備課長としてやらせていただいたときのことも踏まえまして、お話をさせていただきたいと思います。

場所につきましては、確かに岡本委員おっしゃるように、地盤的に水没深があつたり、土砂災害の区域であつたりしたということは承知しております。また、それらを踏まえまして、人工地盤というところの、そういったことも勘案するということでプ

ロポーザルにかけました。プロポーザルの中で、また 1000 年に一度の災害に対しまして、日常を犠牲にするのはもったいないのではないかというような見方の設計事務所の案、そういう案が出てきたのは多数あったということで記憶をしております。

また、諸室の配置に関しまして、診療所を防水シャッターで囲うなり、避難所を 2 階に持ってくるなり工夫をしまして、今回の施設を整備したという形になったものでございます。

どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

前にも常任委員会のほうでも確認はしていたわけですけども、私がやはり一番懸念しているのは、それで安全確保できるという根拠があれば別に問題ないと思うんですけども、基本的に、なぜそうなったのかという意味での根拠がやはりはっきりしていないということがあると思うんですね。

1000 年に一度の災害に備えるということはもったいないんじゃないかという設計者のご意見というのは前にも聞きましたけどもね。それは一体何を基にそう言われているのかということが全く明らかになっていないというね、災害ていつ来るか分からぬから、来るか分からぬものに備えるよりも、そこを来ないということを前提に考えたほうがいいんじゃないかと。これほどある意味、安全神話に頼ったものはないというふうにも思うんです。

ちょっと静かにしてもらえませんかね。静かにするように言ってもらえませんか。

それでですね、やはりこのセンター自身は、いわゆる今言われましたように避難所としてもね、特に福祉避難所という形で指定もされているという意味では、やはりより安全な場所であるということが大変大事だというふうに思いますので、そういう点でも今後、先ほど言いましたように、災害規模等が年々やはり大きく変わってきてい

るという状況もありますので、根拠を持ってそういうものは示していただきながら、今後必要な安全対策は引き続き検討いただきたいというふうに思うんです。

それと、もう1点は駐車場の関係なんですね。施設の整備といった場合に、本来、附属する駐車場というのは、一体のものとして整備されるというのが一般的な考え方だというふうに思うんですけども、今の駐車場としてはまだ途中ということもありますして、整備が間に合っておりませんでした。

それでちょっとお聞きしたいんですけども、なぜ整備が施設のオープンと同時に間に合わなかつたのか。もともとから間に合わせるという予定もなかつたのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、プロポーザル時点におきまして、駐車場の確保するしないというところも含めまして、一定、プロポーザルにかけたという過程がございます。その時点で、駐車場範囲につきましても建築の範囲が及ぶということになりましたので、その後、仮設駐車場を設けまして本設駐車場の整備に移ったということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これだけ大きいエリアの施設ですし、ホールというのも併設している中で、町内外の方々がいろんな形で利用することは十分想定されているというふうに思うんですね。そういう点で、オープンした時点でどの施設もちゃんと使えるように駐車場をしっかりと整備しておくというのは当然あるべき姿だったんじゃないかというふうに思うん

ですね。

同時に、関係者ですね、社協とともに含めた職員の方自身がそこで業務をされているという意味では、元から駐車場は間に合わないというような予定で整備されてきたということであれば、やはり4月1日から社協などの公用車等が必要な事業等もそこを拠点に行われるということはもちろん想定されていたというものですよね。ところが蓋を開けてみると、4月1日以降で駐車場がないもんですから、今の旧診療所の前のあたりのところを専用せざるを得ないと。

もともと社協のほうが独自に専用スペースを確保しておられたけども、それを町のほうから、診療所を使えばいいということでそちらに移られたという経過も聞いておりますけども、やはり元から遅れるというんであれば、支障なくそういった方が事業を始められるという環境整備を行うのは町の責任だと思うんですよね。それが実際にできてなかったんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺はどのようにされていたんでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員ご指摘のとおりでございまして、やはり調整不足等がありました。実際のところでございます。申し訳ございません。その後は社協さんと調整しまして診療所のほうを使っていただいて、事業を進めてくださいということで話がついたということも事実でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これやっぱり基本的なことだと思うんですよね。利用者にも、また、そこで働く人々にも安心して稼働をしていただくと、利用していただくということができてオープンするというのが基本だというふうに思いますので、そこは十分反省もいただいて、今後、大きな施設が当面できるかどうか分かりませんけども、そういったことはぜひ連携のほうは今後の事業に生かしていただきたいというふうに思うんです。

そして、もう 1 点、ソフト面の関係なんですけども、4 月からのオープンに備えて、ホールや会議室、和室、調理室などのいわゆる住民の方に利用していただくスペースですね、そういったところの利用料をどうするかということも令和 6 年度で決定されていると思うんですね。その施設事業量の減免の規定をしっかりと設けて、4 月 1 日からちゃんとそれに基づいた運用がされるというのが、当然、町としては責任を持ってやるべき準備だったと思うんです。

確認をしておきたいんですけども、新しい施設を住民の方が利用しやすい環境を整備する上でも、減免規定を整備することは当然必要だったと思うんです。しかし、実際は整備されなかつたことで、オープンしてから利用料負担が住民の皆さん利用を妨げる結果になってると言わざるを得ないと思うんですね。その辺、利用料の減免の在り方とか検討というのはどのように行われて、やはり当然、減免規定をどうするかということは議論されたと思うんですけども、その辺どのように議論されて、なぜ結果としてそういう減免規定は設けなかつたのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員の今の質問について全てになるか分かりませんけども、答弁させていただきます。

まず、ここにつくった基準ということですけども、ここは浸水のことにつきましては、1000 年の雨がめったに降らないから大丈夫だというんじゃないなくて、ここはほ

かの影響を受けて、降雨だけの浸水でございます。この点について、河川が閉塞しない限りは浸水しないということがありますので、その点が一番大きな形になったのと、もう1点は、ここに施設をつくるときにイエローゾーンが入ってます。これに関しては、京都府の方でイエローゾーンに対する工事ができると、工事の予算がつくということで、ついたという結果を見て場所の決定を当時したというのは一つの要因だったと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今の減免の件でございますが、減免については検討していないんじやなくて、減免についてどうするかという議論を行っています。ただ、税、使用料等々について応分の負担をいただいている関係を考えますと、これは全て一律のルールでいただいています。なので、使用する方について、全く使えない方がおられるとか、全く使わない方がおられるとかいう方の負担と、それから始終使える方の負担についてどうするのだということで使用料の検討に入っています。

その中では、近隣市町村の使用料の額を検討してるのでございます。その中で一番妥当な額を出しておるということで、使用者の応分の負担ということで、多額な費用をいただくようになっていないと思います。

従前この辺の施設で大ホールの使用料を考えますと、半日3万円、4万円というのが普通に民間ではございます。それに対して5,000円という利用料になってくるのは破格な安さということで、本当に使用される方の使用料だけ、またそれに対して事業とそれからクラブ等の活動については、一定の和束町がつくる協会等をつくって、そちらに加入していただいた分につきましては予算措置をさせていただいてます。全てのことに関して一定の配慮をしながら今の使用料をいただいておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる利益を上げなくてはいけない民間の施設と比べて安いとかいうようなことを言うこと自身が、公共の施設の在り方という意味で、町長のそういう考え方というのはちょっと適切じゃないというふうに思うんですよね。

今いろいろと検討されて、それが妥当な額だと。実際私が言っているのは、利用料というのは、いわゆる通常の一般的な価格というのはどこでもありますよね。近くでいえば、やまなみホールだったりね、ほかのそういういろんな文化施設とか、福祉施設とかいうところも、一般的な利用料の額というのは提示されています。私が言っているはそのことを言ってんじゃなくって、それに対して、例えば、町に関係する団体であるとか、社会福祉協議会であるとか、教育委員会であるとか、一定公的な性格を持ついろんな行事であるとか、そういう取り組みであるとかいうことについては、大体どこの施設というか町市町村でも全額免除であるとか、半額免除であるとか、そういう減免規定を設けてるでしょうと言っているんですよ。そこをちゃんと見られた上で、こういった減免規定をちゃんと整備されなかつたんですかということを聞いてるんですけどね。それもちゃんと見た上でこの額にされたということですか、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

言われたとおりです。先ほども答弁させていただきましたけども、その部分につきましては行政のほうで予算措置をさせていただいておりますので、個人的なクラブの活用についてという話ではないと思います。団体で使用される場合、社協が使用される場合につきましては、社協の負担金の中に、うちの事業で使用する場合はうちの事業の中で使用させていただきますので、先日の敬老会、それからその前の選挙等々についても、全て使用料は支払いをする形で予算をしておりますので、これは税で負担をしておりますので、この分に関しましては、負担しているということで考えており

ます。そのために、減免についてはそれ以外の減免はしないということで結論を得た次第でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる職員の方が使う場合も料金が発生する。それはまた予算措置したと。いわゆる先日の敬老会とか、そういうしたものも公的な行事なので、その予算の中で措置したというふうに言われますけども。実際、予算の範囲内で、要は届かないところっていっぱいあるわけですよね。実際に社協とか教育委員会とかのレベルでの使用の意向というのがあったとしても、実際その利用料の負担は壁になって、利用できないという例というのはいっぱい出てきてるわけですよ。町長に気を遣われて誰も言わないのをご存じないかもしれないけども、でも実際に今後いろんな行事をしようかな、ここを使おうかなというふうに思ったとしても、やはりそういう利用料の負担というのが壁になってやめておこうと。例えば、公的に使うにしても、1日準備で借りるだけでもお金がかかってくるですから、その分の予算をどう確保しようかというようなことを実際いろいろ検討しないといかんわけですよね。足らなかつたら、また一々予算要望していかないかん。

だから、私が言っているのは、ちゃんとほかの市町村で、こういう場合は半額免除、全額減免というのが規定されているじゃないですか。そういうことをちゃんと規定して、そういう減免規定を適用できるような仕組みにちゃんとしていただきたいということを言っているし、令和6年度の準備の段階でそれができないことが問題じゃないんですかということを言っているわけです。

それがちゃんとできていれば、今いろんな声が上がっていますけどもね、こういうことは起こらないわけで、その辺を要綱なり何なりにちゃんと明記して整備をしたらどうですかということを言っているんです。それが必要じゃないですかということを言

っているんです。

町長が今、公的にいろんな補助をして問題なくやっているというんだったら、それをそういう形で明記して整備すればいいんじゃないんですか。いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

無論、4月1日にこの施設を動かしておりますので、その前段階までには料金の確定等についてはやったはずです。これにつきましてはこの料金を取るということに関しては議会の議決もいただいております。

うちの管理職会議等々、いろんな会議の中で出た意見も申しますと、この予算を取ることの事務、それから支払いをする事務等々については、事務が逆に煩雑になるんじゃないかということも言われました。その中でも取っていこうということになったのは、応分の負担と管理の関係でございます。しっかりとお金を頂くことで施設を大切に使っていただくと、そういう気持ちを持っていただきたいというのがあります。そこも含めて職員の理解を得ていると私は考えております。

ただ、そういう意見が本当にあるんであれば、私のほうに上がってくると思いますけども、私のほうには確かに上がってきたのは、事務が煩雑になるんではないかという意見は上がってきました。これ以外の意見で、今使えないとか、使うが難しいという意見は上がっておりません。

それと、もう一つ言いたいのは、この施設だけじゃございません。町にはいろんな施設がございます。これを遊休化させないためには、そこをうまく利活用していただけることも私の中には考えでありますので、例えば、ここで練習のときは違う施設を使って今の減免利用していただく。そして、発表のときはここの施設で発表していただくと、創意工夫があると思いますので、そこは団体、個人の考え方の中でご理解を

お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、山本委員。

○3番（山本達也君）

委員長の許可をいただきましたので、座ったまま質問させていただきます。

ページでいいますと、歳入歳出決算事項別明細書の108ページです。

豊かな森を育てる府民税交付金事業ですとか、森林に関する、和束の森に関することで質問させていただきます。

和束は昔、林業が盛んというふうに聞いていますが、今は高齢化も進んで、なかなか木を守るといいますか、それをまた販売するなんていうことができなくなってきたというところで、今日この後審議される湯船地区の総合整備計画ですかね、ああいう形で、木を切り出したときにどういうふうにして運搬するかですかとか、和束の中でその木をどういうふうに消化するかですかとか、そういう今、森を守るんじやなくて、森を使うような政策というのをどういうふうに考えていらっしゃるかをまずお聞きしたいんですけども、町長、お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

現実、今、森の関係の交付金につきましては、昨日もご指摘がありましたように、基金として積み立てる部分が多いというのが現実ございます。ただ、府とか信連とかと話をしていますと、湯船については松の群生があります。これは京都府内でもほん少ないとということで、マツクイムシの防除とか、そういう仕事を昔はやっておったんですけども、今は止まっている状態でございます。それをもう一度復活するとか、そういうことをしながら森林を守っていくということと、もう1点は、スギ・ヒノキの

関係で花粉症ですか、こういったことがあるので、雑木がまた今見直されてるところもあったりもします。こういうところに動かしていくかというのは、森林の管理計画等々で森林組合といろいろ調整をして行っている段階でございます。

今、実際にやっているのは、京都府の補助事業での間伐ぐらいの事業です。今後、森林がどのように活用されるかというのは全国的な話題でもありますし、和束にとっても今から70年前は材が一番の収入源であったというのは事実でございますので、豊かな森林をいかに活用するかということは、今後について検討していくというのは大事なことだと思っております。

昨日、担当課長のほうが、基金を積んでいるだけで返還はないというふうな答弁をしておりましたけども、返還がないというよりも、やっぱり使わないと基金自身も意味がありませんので、これについては逐次計画的にしっかりとそういう形で使っていきたいと。

実は公園のベンチをこのお金で作っているのは事実です。そういうもので、何か目先だけで当てていくのではなくて、もっと深く事業に取り組みたいなと思っておりますので、この点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、山本委員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

一つ最近話題になっている兵庫県と鳥取県に境にある岡山県の西粟倉村という村があって、そこは人口1,400人のまちで、村役場がまず基盤になって、民間を入れて林業を再生しようということで、「百年の森林構想」というのを立ち上げて取り組んでいることが非常に話題になったまちです。そこにつきましては、林業をやるという前提で、全住民の15%の移住者が入ってきて、1,400人のまちで既にベンチャーの木にしたベンチャー企業が50社立ち上がっていると、そういったベンチャ

一の後押しもするようなまちで、最初は40ページにもあります地域おこし協力隊ですとか、そういった人材を活用しながら、極力、村の予算を使わずに民間主導の形に持っていくようにベースをつくってやっているというようなことが報道されました。

今後ですね、お茶のまち和束なんですけれども、非常に有効に使える木がたくさんあるまちでもありますので、そういった林業の再生というのも今後考えていただければなと思うんですけれども、そこで、町 자체で切った木を町の中で製材をして加工して、例えば、家具ですとか、建築部材ですとか、そういったものに加工して販売するというところまで西粟倉村では、各ベンチャーですとか民間企業がやり出していて、それに向けて人も入ってきている、人口の増加につながっているというような前例があります。

和束では、今後そういった動きですね、木に対してこれからどういうふうな活用をしていこうかと、構想だけでいいんですけれども、イメージとしてどういうふうにお考えになっているかを聞かせていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

西粟倉村につきましては、実のところ言いますと、今から15年ほど前に立ち上げました雇用促進協議会、のときの同期なんです。なので、うちとは向こうの村が、うちでお茶で行こう、向こうは林業で行こうということで動き出しました。その関係があって、うちも一定、お茶については個人販売、小売が約1億円ぐらいを超えてきたという状況に今なってきています。それについては、林で見えたのか、お茶で見えたのか違いがあるんで、そのところにはあると思います。

西粟倉村につきましては、第2次構想で、今度は協同組合を立ち上げて人材派遣を

やるという事務を行っています。その事業で今、山本委員がおっしゃられたような事業に取りかかっているということでございます。

うちにつきましては、次の段階になります。これ第5次総合計画の後期に組み込んでほしいと僕のほうから担当課に言っているんですけども、うちも次は、地域おこし協力隊企業人等々を入れて、今後その動きを持っていきたいということで今検討に入っています。

これは総務省のモデル事業を活用したいということで、総務省とのパイプもつくりましたので、このパイプを使いながら、うまくその事業に第2次として、その中には、お茶をもう少し個人販売することで増やしていくこともありますし、あわせて地域視察ですね、まだまだ和束町が持つポテンシャルを生かすところがあると思いますので、その中には、林というのはもう重要なとこに入っておりますので、これをどうするかという意味で言いますと、ただいま土木のほうでやっています地籍調査等々を行って管理をどうしていくのかというのは、これは29年から事業化させています。ですので、湯船の地籍調査が終わった段階の次に、今、西寄りのほうから北側の山、これは新名神と宇治木屋トンネルが開通すると見込んで、平成29年から地籍調査を入れています。

これの一番大きな理由は、生産森林組合が崩壊しかけていると。その崩壊しかけている生産森林組合の所有権を明確にして、それをどういう具合に今後持っていくのかということで、実際には石寺区が一昨年ですかね、地縁団体を立ち上げていただきました。その続きということで、白栖、それからほかのところでもそういう動きが出てきます。こういうのをしっかりと企業人、それから総務省の事業等々を踏まえて今後にやりたいということで、地域おこし協力隊、今年からそういう形も含めて検討に入りたいということで考えておりますので、これは第5次総合計画の後期計画のほうで明確にできればと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

3 番、山本委員。

○ 3 番 (山本達也君)

ありがとうございます。

地域おこし協力隊はちゃんと目的を持ったというか、募集の仕方も当然あると思う
ますし、何をやっていただくかっていうことを明確にしていただいて、それに合う人
材で、もちろんその方が将来的には和束に住んでいただいて、和束の発展に貢献する
というような方を募集をしていただくという最初のその取り組みになるかと思うんで
すけれども、ちょっと林業の方が非常に気になってるというか、崩壊しかけていると
いうように今お話もありましたけれども、お茶プラス林業のまちということで、これ
からも林業のほうの再生も図っていただければと思います。

以上です。

○委員長 (岡田 勇君)

4 番、高山委員。

○ 4 番 (高山豊彦君)

それでは、また何点か質問させていただきます。

まず、事項別明細書 70 ページでございます。

総合保健福祉施設整備事業でございます。先ほども岡本委員のほうから、あらゆる
質問がございましたが、これまでこの施設につきましてはいろんなご意見があったか
と思います。まず、この施設を 4 月 1 日から使用しているわけですけれども、この建
設に当たって、最終的な検査が当然あったかと思うんですが、そういう検査の中で
いろんな不具合が見えていたのかどうか、その辺りはいかがですか。

○委員長 (岡田 勇君)

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長 (但馬宗博君)

高山委員のご質問にお答えいたします。

検査につきましては、当然、竣工検査までの請負者による社内検査であったり、また監理の設計事務所の検査であったり、最終的に検査審査機関であります第三者機関の検査が通りまして、合格というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

検査で合格したということなんですね。これは私、3月議会でも質問させていただいた分ですけれども、やはり屋上に出る部分の階段であるとかね、先日もお話しさせてもらいましたが、2階の空調の関係ですね、あと、2階の和室につきましても、和室内に空調の吹き出し口がなくて、障子と外窓の間にいると。これで和室が冷えるのかなというふうに思うわけですよ。

そういうことからすると、その検査でどこを見て合格させたのかなということが住民の方の中でやっぱり思われるわけですよ。その不具合の部分を今後どうされるのか。屋上への階段であるとか、2階の空調が2時間かかるないと2階が冷えてこないというのは異常ですから、これからいろんなイベントで使用する際には、やはりそういった不具合が出てくるわけですから、そこをどのように考えておられるのか、今後どのように対策を講じようとされているのか、課長、お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山委員のご質問にお答えいたします。

確かに、特に空調につきましては非常に冷えにくいというようなことは聞いております。ですので、設計者並びに施工者に対して、現地の確認を二度三度させております。

質問には出ておりませんが、実際に結露等があるところに関しましては、先日、対策品を導入いたしました。また、換気等を積極的に調整しながら空調管理をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

一定、対策を徐々に講じられておられるということですが、やはり町長、例えば、階段であるとか、さっきの屋上に出る階段なり、上の発電機の給油の関係もございまして、大きな費用もかかるかと思います。あと、その空調につきましても、本当に快適に使用できるようにしようとすると大きな費用もかかるかも分かりませんので、その辺り町長、またしっかりと予算的な部分も検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、事項別明細書の56ページです。

個人番号カードの交付事務事業費なんですが、令和6年度のマイナンバーカードの交付率を教えていただきたい。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

マイナンバーにつきましては、約90%ということで交付をさせていただいているんですが、資料につきましては持っているんですけども、後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

約 90 % ということで、非常に多くの方がマイナンバーカードは持っておられるということでございます。ただこれがマイナ保険証なりひも付けされているかどうか、ひも付けの率については多分分からぬと思うんですが、ただ、この 10 月 1 日からマイナ救急がスタートするということですね。今テレビでもコマーシャルしています。その中で、やはりひも付けされていることによって、万が一のときにいろんな情報がマイナンバーカードで収集ができる適切な処置ができる、また適切に医療機関に搬送できるということもありますので、その辺りの周知はどのようにされているのか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどのマイナンバーの最新の枚数でございますが、和東町におきましては 3,004 枚の交付をさせていただいているところでございます。対象人員は 3,377 人ということで、約 90 % でございます。

それと 10 月 1 日からもそうですけども、今マイナンバーカードにつきましては、免許証をはじめ、いろんなサービスが適用できます。和東町におきましてもコンビニ交付ということで、住民票であったり、印鑑証明の交付を朝 6 時半から午後 11 時まで近くのコンビニで交付するというようなことをホームページ等では知らせてはいるんですけども、やはりチラシも含めまして、窓口に来られた方につきましては、マイナンバーカードを持っておられない方につきましては、こういうふうに便利になりましたよという周知はさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

ぜひ、マイナ救急の関係ですね、これについてやはりしっかりと周知いただきたい。

そのために必ず保険証とのひも付けをしていただけたら、こういう突発的な部分で冷靜な判断ができない状況にあるわけですから、やはりそういったときにはマイナンバーカードによってそういう情報が救急隊の方に提供できるとかいうことにつながるわけですから、そこを特に丁寧に説明いただきたいと思います。

次に、事項別明細書の 44 ページです。

移住専門人材による空家開拓コーディネート事業でございます。

前年度から空き家開拓のコーディネート事業を業者に委託をして、新規登録につながるような開発をされているということですが、このコーディネートによって新たに新規に空き家開拓できた件数というのを分かりますか。

○委員長（岡田 勇君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、ただいまの高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

移住専門人材による空家開拓コーディネート事業でございますが、令和6年度相談件数につきましては28件の相談がございまして、そのうち登録に至ったのが8件であったと。

あと、登録とか契約の準備等で5件ほど準備されているところがありまして、実際に空家登録コーディネート事業で契約等ですね、法的なものとか税とかの専門的なアドバイスを受けられるということで、実際それで契約に至ったものが10件あるということで数字が上がっております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

コーディネート事業で開発された分で10件ということでございます。今後やはり

なかなか本町において、空き家を借りたいという方は多いけども、空き家を貸したい、また売りたいという方がなかなか少ないこともありますので、しっかりとまたそういったコーディネートの事業者の方にも協力をいただきながら、空き家の確保をぜひしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

あと、事項別明細書の38ページです。

デジタル地域ポイント事業ということで、3月から進められました。その中で、今現在地域ポイントとして付与されているわけですけれども、現在で町内にあるカードリーダーの端末の設置台数、それとそれぞれの店舗で、この使用に当たってトラブルはなかったのかどうか、その辺りは分かりますか。

○委員長（岡田 勇君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

デジタル地域ポイントの設置店舗ですけども、現在24件、ポイントのリーダーを設置していただいております。

細かなトラブルとしまして、決済の途中で使えなくなつて、ポイントの引落しができなかつたとか。そういうトラブル等お聞きはしております、担当課のほうでも対処させていただいているというところでございます。

住民との連絡等、こちらのほうもさせていただいたり、店舗等の連絡をさせていただいて、重大なトラブルにつながらないように努めているところでございます。

以上ご質問のほうにお答えさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

大きなトラブルはなかつたということですね。

24台設置されておられる店舗の中で、使いにくいとかいうようなこともなかったということでおろしいですかね。その辺りは。

○委員長（岡田 勇君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

特に使いにくいという声ですね、いろいろな店舗がありますので、直接私の方に聞かせてもらったわけではないんですけども、使い方等につきましては、こちらの各担当とお店の方と連絡を密に取らせていただいて、簡単にといいますか、詳しく使えるようにまた連絡を取らせていただいておるというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時30分～午前10時45分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、説明を続けます。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私から、1点だけお聞きしたいと思います。

事項別明細書の70ページの総合福祉施設に関するものと、そして駐車場に関することでお聞きしたいと思いますけれども、当初この二つは工期が同じ時期に終了するという話があったと思いますが、どうしてそういう違いができたのか、その点について少しお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の井上委員の質問について、当時の経過を説明させていただきたいと思います。

当初、施設をつくるという用地につきましては、町有地内で全部完了させるということで考えておりましたので、今建っている施設は全て町地内に建っていると。元の公用車の駐車場、職員駐車場の部分、それから給食センターの部分も含んで建設をするという計画で動いております。これは施設の部分でございます。

それに合わせまして駐車場を前のほうに造るべきではないかというのは、施設の大きさ、規模が決まった段階で駐車スペースが足らなくなるというのは見えてきましたので、仮設駐車場、工事用のヤードも含めて、前の施設をお借りしたというのが現実でございます。

それが今、現実、交番の裏になっている部分の駐車場でございます。これにつきましては農地でございます。農地の関係もございますし、和束町でいいますと一等農地になりますので、その部分については農振農用地の変更、農地の転用等々の事務が増えるということになりますて、それに合わせて緊急防災事業で町道中溝学校線の整備を行うということにも同時に計画できるということで、名前を出して言いますけども、当初は観光案内所と魚又商事の間に中溝学校線を持っていきたいという考え方で、警察、その他関係機関と協議を進めたところですが、和束河原交差点と魚又の東側の間では、交差点と交差点の間の距離が短いこともありますて、和束河原交差点のところに赤信号で車が止まった場合、その車が滞留する距離と次の交差点が始まる距離にかなり短さがあったということで、その場所を変更しなければ構造的に駄目だというような関係機関との調整が出ております。

そういう関係で、道路、駐車場のレイアウトがうまくいかなかったのが原因の一つでございます。それも含めて、駐車場工事のほうが若干遅れを來したというのが事実でございまして、今年中には駐車場、それから道路の部分を一定完成させ、来年度以降の段階で完全な整備を完了したいというふうに考えておりますので、その点につきましてはご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

この駐車場を造るときには、それも含めてそういう計画の中にあったんではなかつたんでしょうか。そのときに気づいて、改めてそういう形で物事を行おうとするというのだったら、やはりそれ自体もおかしいと思いますよ。そうでしょう。

それと、もう一つお聞きしたいのは、いわゆる駐車場の工事をやってるときに何もトラブルなかったんでしょうかね。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうにトラブルということについては、一切上がってきておりません。また、地元の方からそういう声も聞いておりませんので、トラブルはなかったと考えております。

ただ、今言われるよう、施設の規模と駐車場の規模で想定をする段階で、必要以上の土地を買わないこともありますし、必要以上に住民の方にご迷惑をかけないということもありますので、その辺をいろいろ協議するのに不測の時間が予定以上にかかったというのが実際でございますので、この点については、事務の計画性をご指摘されていると思いますけども、ご理解のほうをいただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

いろんな工事を見ていたら、いろいろなところで遅れてるところが多いと思います。これはやっぱり一つは、業者側にも問題はあるとは思いますし、町のほうにも問題はあると思います。こういうことができるだけないようにしていただきたいと思うんで

す。

というのは、今、物価指数が今年でしたら 1.445 だったかな、それぐらい物価指数が上がってきています。工費についても、そういう遅れが出たらいろんなところで経費が上がってくると思います。そういう経費の上がらないような形もやっぱり考えていかなきゃならないと思うんですよ。思考よりも拙速、これは大事だと思います。そういうことに対してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まさにそのとおりでございます。昔、私が現職時代ですと、100メートルできた道が今は50メートルできるかできないかぐらいに、工事資材、それから人件費等が上がっているのが現実でございます。そういった中での今回の工事につきましても、まさにその過渡期に挟まったということでございます。特に、コロナ期の後の物価上昇につきましては、ほかの委員もご指摘のとおり、かなり大きな変動があるということでおざいます。

今回の工事につきましても、予算、それからそれに対する補助金等々の配分等も含めながら、町としましても年度に出せる財源をしっかりと確保しながら工事を行っていますので、この点、遅れている部分につきましては、他の事業も含めてご理解をいただきたいこと、できる限り財源を確保し、一日も早い安心安全なまちづくりに取り組みたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがたい言葉ですけれども、やはり最終的には後からでも結構です。検証できる

のような形もやはりお願ひしたいと思うんです。やったから終わりだというんじゃなくて、後からでも結構です。何でそういうことが起きてきたか、そういう検証も大事だと思いますので。これから先、いろんなことに対して検証を行いながら、そういう事例を残しておきながら、次にはそういうことがないようにやっていただきたいと、そのように考えております。

どうかよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

朝一の高山委員の質問にもありましたように、もう少し、特に管理職を含めて、私も含めてチェックという体制をしっかり取りたいと思いますので、この点につきましてはおわび申し上げますとともに、今後業務に対して前向きに取り組みたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

155ページの国民健康保険の関係ですけども、その保険給付費のところで1億6,782万3,000円という大変多額な減額補正になっております。これは昨年度、令和5年度の同じのところで、保険給付費の減額補正という点では約2,800万円だったわけですけども、それから考えましてもあまりにも異常に多額な減額補正が行われているというふうに思うんですけども、その辺りはどのような経過でこのようになったのか説明いただけますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

この令和 6 年度の保険給付費の関係につきましては、もともと和束町から京都府に提出している資料に基づきまして、京都府が、一定、納付金等の計算をする上で、コロナが明けて、全国的にこれぐらいの医療費の伸びが見込むということで、京都府から降りてきた数値を予算化させていただいたものでございます。しかしながら、岡本委員もご承知のように、和束町の国民健康保険の世帯、令和 6 年度末で 1,000 人を切ってきたということで、被保険者数が相当少なくなつてまいりました。前期高齢者と言われます。70 歳から 74 歳までの方の医療費の伸びはそれほど大きくなかった。特にコロナ禍以降の医療の受けられる方が少ないということで、保険給付費が見込みより相当減ってきているということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

今のお話でいいますと、京都府の見積りといいますか、見込みというのが大変過大であったということと、また、本町の国保の被保険者の数が減ってきてているということとともに、給付費自身が下がってきてているということが今回の多額の減額補正につながったというようなお話ですけども、先ほどありましたように、京都府に対する納付金のことを計算する上で、標準税額というものを一定示されて、それを基に町のほうで保険税の額を決めていくという状況に今なっているわけですけども、いろんな事情があったとは思いますけども、結果として、やはり保険給付費をどの程度見込むかということは、その年度の保険税の水準に直結すると。つまり保険給付費の過大な見込みということが行われて、それがこういうことにつながったということは、やはり令和 6 年度に限って言いますと、被保険者に対して過大な保険税を求めているというかね、徴収していたというふうに思われてもおかしくないという状況だったというふうに思いますけども、結果として。令和 6 年度の国民健康保険税の水準は大変過大な

状況になっていたということはお認めになりますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員がおっしゃるように、京都府の試算が相当過大であって、和束町の試算の考え方にも、一定、京都府の指示が入ってきましたので、その辺は訂正をすると。

実際、令和7年になりますが、京都府のほうから副部長等が来訪されまして、このことにつきましては、私のほうからきつくお願いをしたところでございます。一定、令和8年度、令和9年度につきましても、詳細な医療の状況を踏まえながら検討していただきたいということでございます。

なお、国民健康保険税の在り方につきましては、令和9年度に見直しが行われるということでお聞いております。この際しっかりと和束町の意見を持って京都府に伝えたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これですね、ほぼ1億6,800万円の減額ということですから、令和6年度の保険税収入というのが級764万7,000円ということですので、単純な話、全額免除しても十分賄えるというぐらいの規模の過大さがあったということなんですね。ですから、これだけ物価高騰などで保険税を支払うということも大変重い状況がある中で、やはり結果としていろんな事情があったにしても、大幅な保険税を納めることになっていたということは、やはり大きな責任があるというふうに思いますし、逆に、保険税の引き下げや、最低でもこの間、要望しておりますような、18歳以下の子ど

もの均等割の免除等も十分できた条件があったんではないかというふうに思います。ですから、今後見直しが行われるという話もありますけども、減額していく、引き下げを行っていくということをやはり積極的に考えていただいて、二度とこういった状況が生まれないようにやっていただきたいと思うんです。

こういった事態になった原因に、京都府がこの間進めてきた国保の一元化というようなことの中で、京都府が一定のそういう見込みを持って納付金を計算していくと。それを基に税額を決定していくことがこの間されてきたわけですけども、やはりこういう一元化というものの仕組みそのものが抜本的な見直しを行う必要があるんじゃないかというふうに今回のことを見ても思うんですけども、その辺、保険者として、やはり被保険者の立場に立って、京都に対してどのような立場で臨まれるのか、こういった仕組み自身の見直しも含めて、私はやはり要望していくべきだと思いますけども、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

京都府内の特に人口の少ない町村につきましては、この納付金の関係、相当過大に請求されていたという事実がございます。令和7年度を見てみると、和束町、笠置町、伊根町、この辺りは保険の税率が低いということになっております。現在、町村委会では、令和9年度の改定に向けまして検討チームを立ち上げていただきまして、首長並びにそれぞれの調査の担当者で会議を開きながら京都府と調整を図っていきたいというふうに聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

本当に国民健康保険というのは、いわゆるよく命の最後の砦というふうにも言われておりますけども、やはり多くの方が安心して医療を受けられる制度として仕組みがちゃんとされるように京都府ともしっかりと連携いただき中で、改善していただきたいというふうに思います。

それで、令和6年度について国保の関係でもう一つ問題があったのが、昨年12月から、いわゆる紙の保険証の新規発行が停止されたということがございます。発行を既にされていた保険証につきましては、今年12月まで有効ということになっておりますが、今のところ、その後については、マイナ保険証以外の方には紙の保険証の代わりとなる資格確認書が配付されるというふうに伺っております。

それで確認なんですけども、令和6年度の12月の段階で新規発行が停止になったということで、それ以降、新たに本来なら新規に発行すべき人たちに対する対応というのはどのようにされているか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、令和6年度末ですけども、マイナ保険証という形で、マイナンバーカードとひも付けをされている方につきましては、972人中660人ということで、67.9%でございます。資格確認書につきましては、312の方に発行しているということでございます。昨年の12月以降、転入、また社会保険から国保に移動される方につきましては窓口でお聞きをして、マイナンバーカードを持っておられる方につきましてはマイナ保険証に、マイナンバーを持っておられない方につきましては資格確認書の発行をさせていただいております。

また、和束町におきましては、今年の12月で一応1年という区切りがございます。今の計画では令和8年度末ですね、約2年と3か月になりますが、この期間におきま

して保険証の更新をするという形で今、事務を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど他の委員から、いわゆるマイナ保険証へのひも付けをすることでマイナ救急など様々な利便性が確保されるし、そういうことがあるので、ひも付けのほうもぜひ推奨いただきたいという話もありました。それも一つの話だと思いますけども、ただ、やはりこのマイナンバーカードというのは、保険証のひも付けも含めまして、基本的に今も任意なんですね。それとマイナンバーカードを持つかどうかとか、また保険証もひも付けるかどうかというのは、本人の意思というものがやはり選択されなきやいけないというものが前提になっております。

ですから、例えば、マイナ保険証にひも付けたから優遇されるとかいうこと自身は、本来はあってはならんことだと思うんですね。いわゆる現実問題として、持っていない場合と違った対応するということはありますけども、ただ、持っていることで何か優遇されて、持っていないから何か冷遇されるようなね、例えば、マイナ救急を持っていることで命が救われるけども、持っていないから命を落としたんだということであつてはならないというのが、やはりデジタル化の自身の前提になるというふうに思うんですね。そういう点でも、紙の保険証をやはりしっかり維持してやっていくということが本来は求められていると。

今、スマホの保険証なども進めているという話もありましたけども、あれにしても電源が切れたら使えないという状況もありますし、いろんな問題も指摘されております。ですから、やはり国保についても、後期高齢と同じように、最低でも資格確認書を12月以降も全ての被保険者に配付していくことが被保険者にとって一番分かりやすいし、安心につながるというのははっきりしているというふうに思うんです

よね。

今、実際、自治体の判断でそれをされているというところも既に生まれてきておりますし、和束町としても国の態度待ちにならずに、被保険者の立場に立って、国保でも、最低でも全ての方に配付していくということで私はぜひ判断していただきたいと思っていますけども、その辺、町長いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本委員の言われることも一理あると思います。その点については私もご理解をさせていただきます。

ただ、例えば、この議会の議案ないしを手書きで出すか、それともパソコン、ワープロで打って印刷して出すかという話と一緒に、最近でいいますと、新紙幣と旧紙幣どっちを使っても1万円だというと同じことであって、そこについては並行して使っていくかというのは大事だと思います。

ただ、現行制度が変わっていく中で、新たな制度によって利便性が上がるということについては、利便性の上がる方向に持っていくというのは世の流れと私は思っております。できる限り、住民に対して不便がないような形だけは取りたい。

先ほど言われたように、マイナ救急を持っていたら助かるけども、マイナ救急を持ってなかつたら助からないというのは、マイナ救急の中にいろんな情報が入っているから早く処置ができるという話になるわけであって、これがなかつたら従前の医療を受けられるという話になるというふうに私は理解しておりますので、その点についてはいつまでたっても平行線の話になると思いますけども、町として、どうしてもという方については一定期間、この対応を取っていくということで、先ほど担当課長のほうも答弁しておりますので、その点についてはご理解願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほども言いましたけども、これは基本的に任意なんですね。だから、やっぱりそこの前提というのが、デジタルの恩恵を受けたい方は受けたらいいし、でも、それは要らないという、そういう生活を望んでる方はそれをちゃんと尊重するというのがデジタル社会の前提だというふうに言われておりますので、そこはやはりしっかりと守って対応いただきたいと思います。

それで、あと、診療所の業務について1点だけ確認というか、お聞きしておきたいんですけども、令和6年度も新しい医師の下でいろいろと頑張っていただいているとは思いますけども、実際、今、昼間の診療というのをずっとこの間されていると思いますが、どの程度、患者さんの受診というのが、昼間もずっと開けることで受けられているのか、状況についてご報告いただきたい。

あと、前からちょっと要望しておりますが、以前の診療所で夜間診療をされていたということがありまして、やはり今後新しい施設もできることですし、再開のほうもぜひしていただきたい。1件町内にありました個人医院がお辞めになったという状況もある中で、やはりそういう一時診療の役割は大変大きくなっていると思いますが、その辺の昼間の診療の状況と今後の夜間診療の再開の見込みというか、そういった方向性について説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

新しい診療所になりまして、今の体制になりまして午後診が始まったことによります伸びというのはございます。午前午後までの数字はございませんが、令和7年度の

最新の4月からでいいますと、4月が601名、5月が687名、6月が659名、7月になってちょっと落ちましたが、648名という利用率でございまして、月によって増減率は違いますけど、確実に伸びてきているところではございます。

また、休みにつきましては、先生等の調整もございますので、まだ、そちらのほうについては今の現行のままの診察というふうな形になっておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

夜診につきましても、やはり一定の世代的な医療にアクセスする時間帯というのも、あると思いますし、特に働いてる方とか、帰ってきてからという方もおられると思いますので、先生自身の都合というのもあると思うんですけども、ぜひ、今後検討はいただきたいと思います。

ちょっと違う点で1点、74ページに飛ぶんですけども、高齢者介護予防支援事業と、あと、もうちょっと前にある地域健康福祉活動推進事業という社協に委託されている事業の関連で、どちらかに入ってたと思うんですが、令和6年度における社協委託事業の中で行われています高齢者に対する配食の事業というものが現状どのようになっているか、また、紙おむつの補助についてもされていると思うんですけども、その辺の今の対象者がどれぐらいになっているかも含めまして、分かる範囲で説明いただけます。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

配食サービスでございます。配食サービスにつきましては、一定、11月から3月、

従来と変わらず 500 数食出した実績がございます。また、紙おむつの補助につきましても、町へ申請していただきまして、非課税世帯、月 5,000 円までさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

44 ページのホームページについてお伺いをします。

ホームページ、これも以前からもずっと懸案になっている、探しにくい、見つけにくいというのがいまだにあまり改良されてないというふうに思うんですけども、ここで保守料ですか、変更委託料というのを支払っている関係で、どういった内容でこういった金額が発生して、どういった内容を変更すればこういった金額が発生するのか、業者がやる変更点ですね、そういったところをお伺いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

44 ページに記載の分でございますが、ホームページのソフトウェアの保守料ということで約 140 万円、お支払いのほうをさせていただいております。これはあくまでも保守料ということでございますので、軽微な変更とかは業者に対しましてできませんけども、大きな変更等はなかなかしにくいものであるということでございます。こちらの 253 万円につきましては、令和 6 年度にホームページのデザインを一新させていただいた委託料ということでございます。

委員ご指摘のとおり、3 クリックぐらいで自分の知りたい情報に行けないということでございますが、それにつきましては、各課ホームページ作成の担当には、できる

だけ分かりやすく明確にするというような指導のほうはさせていただいているが、役場の情報といったしましては、住民にはどうしても伝えたい情報がたくさんございまして、どうしても業者ですね、利益が出るホームページではございませんので、やはり住民サービスの向上につながるためには、1から10まで羅列させていただいて知らせいただきたいというのがございますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、山本委員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

依然として探しにくいというふうなお声は聞くことが多いです。デザインが一新された中でも、やはりかなり深いところまでずっとたどっていかないと目的のものが見つかからなかったりとか、たどっていったのにそこに物がないとかいうことが相変わらず生じているのが実際のところだと思います。

前もちょっと一度お話をしたことがあるんですが、各課でホームページをつくってというか、そういう要望を上げて形にして、最終的に総務課でまとめられて業者に委託している、投げているというふうな感じなんですかけれども、最終的なホームページを取りまとめる専門の部署といいますか、そこまで大層じゃなくても、そういういった担当者が必要じゃないかと。そこで中身を確認しながら、全ての各課で挙げたページがリンクするとか、ダブってないですとか、そういう検証をして、最終的に非常に見やすいというか、まとまったといいますか、ばらばら感のないホームページをつくり上げるのが大事じゃないかということは言ったことがあったと思うんですが、そういった体制というのは今はどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

今、委員ご指摘のとおり、最終的にホームページを管理している課につきましては、総務課でございます。ですが、先ほど申し上げましたように、1ホームページの作成につきましては、各担当課長に一任をしているというところでございまして、今のところそういうチェック体制につきましては体制が整っていないというご指摘がございますが、そちらのほうも委員ご指摘のとおり、私も整ってはいないんじゃないかというふうな認識がございますので、こちらのほうにつきましては人員不足というところもございますが、できるだけ住民様に正確な情報、また、見やすいホームページをつくれるように検討はさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、山本委員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

住民に向けてのホームページというのも大切だと思うんですけれども、ホームページ自体はああいうネット上に上がっているものですから、観光客も含めて和束町に興味のある町外の方ですね、そういった方もご覧になると思います。そういった中でのページ自体が非常に見にくいということもありまして、前もお話ししたんですけれども、例えば、町外の方向けに特化したそういうポータルサイトみたいなものを別でつくって、そこにリンクを貼るとか、もう一度、ホームページ自体の構築の仕方を根本から変えるようなことも必要じゃないかと。

これは私が移住してくる前から各議員の方がいろいろお話をされているかと思うんですけども、一向に変わってない現状があります。そういったところというのは、今後、やはり町内と町外と両方を見据えた上でのホームページをつくるということは必要だと思いますので、その辺、今後の見解ですね、今後どういうふうにしてやって

いこうというようなことがもしあればお伺いできますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

山本委員のご質問に答弁させていただきます。

私も同じことを思っておりまして、ご質問されるとおりと思います。私もいろいろなところでホームページを見見することが多いです。行政のホームページというのは、基本的にはその課のものをそのまま出していっているというストレートのホームページになっていますので、公務員の形で見に行ったとしても、物すごく見にくいところはいっぱいあって、それが行政のホームページであると私はそういう理解をしております。

先ほど担当課長が答弁しましたように、何か目的に商品を売るとか、そこを魅力として見せるとなれば、そこに集中するようなツリー形態をつくれば簡単にできる話でございます。ただ、行政につきましてはそうではなくて、自分の必要なことに対してそこに行けばいいという形になりますので、どうしても今のようなホームページのツリータイプになってくるというふうに思います。

ただ、今言われるよう、町内向け、町外向けについては、確かに言われるとおり、町外に対して和束町の魅力だけを発信するページとかというのをどこかのところでもう少し検討していく必要があると思いますし、これは広報がやるべき担当であって、そういう形のホームページの塊の部分と、それから本来、行政サービスとして出す部分というのはもう少し分けるというのは今後検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、山本委員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

和束のアピールをすることでもホームページは大変必要だと思います。例えば、今度ある茶源郷まつりですとか、そういったものもホームページからは、どこでやるのとか、いつやるのとかいうようなものが発信されてないと思いますし、せっかく和束町がその万博でいろんな展示を行ったりとか、かなり回数も多く和束町は参加していると思うんですが、そういった情報というのはホームページでもほとんど上がってないというような状況です。そういった情報発信というのも、ホームページの役割だと思いますし、あとはほかのところへのリンクですね、それは和束町にある民間のところの会社をリンクするというのは、ちょっと公的な部分ではおかしいと思うんですが、少なくとも外郭団体である活性化センターとか、あそこは「いいとこ和束」というようなページをつくって発信をされています。そういったところとリンクを貼るというのも一つの手ではあると思うんですね。でも、今そういったこともされてないという状況にあります。そういった根本的なホームページの使い方をもう一度考え方で直していただいて構築をするというような形にはならないでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

委員のご質問に答弁させていただきます。

「いいとこ和束」はたしかリンクは貼れていると思いますので、その点については訂正させていただきたいと思います。

言われるとおり、本当にPRするものと、それから行政サービスで発信するものというのには違いがありますので、その辺りをどう切り分けるかというのと、もう一つはセキュリティ問題があるので、簡単に入られると、また逆に簡単に持っていくかれると。逆に言えば、中を変えられるということもあったりもしますので、その辺のことも含めた中で、今言われる見せるものと見せないもの、それから要るものと必要な

いものと分けるとかいう形もやっていくべきだと思いますので、ご指摘されたとおり、
多分、京都府内で万博に一番多く参加しているのは和束町だと思いますし、そういう
意味で言うと、住民の活躍が目に見えていないというのも事実でございますので、こ
の辺も改めて P R していけるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをよろ
しくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

もっともっとホームページを活用できると思いますし、外に向けても、もちろん町
内に向けても発信できるものだと思います。

今のセキュリティに関しましても、決してそこから秘密の情報が漏れるというか、
その前に秘密の情報はホームページには上げないとございますので、その辺のところの
対策というのも、もあるんであれば、そういうソフトウェア業者ですね、外部委
託しているところにセキュリティ対策も含めて依頼をするというようなことが可能だ
と思いますので、これからますますもっと発展的なホームページになることをお願い
したいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午前 1 時 25 分～午後 1 時 30 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、何点かご質問させていただきます。

事項別明細書 70 ページです。

総合保健福祉施設整備事業に関してでございます。

これの一番下のところに補償金 187 万円というのが記載されていますが、この内容について教えていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山委員のご質問にお答えいたします。

こちらの補償金及び賠償金につきましては、駐車場整備工事時に出てきました水道配管布設替えの分でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。水道の配管の布設ということでございます。

もう1点、特に最近、目につくんですが、施設の周りの植木が非常に枯れているのが多いというのもございます。住民の方から、ああいった植木じゃなくて、和束町なんだから、なぜお茶の木を植えなかったのかとかいうご意見もございます。その辺り、植える木に検討されたのかどうか、そこはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山委員のご質問にお答えいたします。

一定、内部でもそういった話は一部あったと記憶はしております。しかしながら、

今回、サツキや低木などで植木を整理したところでございまして、今後の維持管理につきましても、そのほうがやりやすいのではないかというようなお話もありましたので、今の現状の形状となっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

「c h a n o v a」のエンブレムというか看板が駐車場横の壁面にあるんですが、植木が伸び過ぎて見えない状況なんですね。そういう意味でも、やっぱりもっと低い状態で保てるような植木のほうがいいんじゃないかな。そうすると、やはり住民の方が言われるようなお茶の木のほうが低く整えられるんじゃないかなというふうに思いますから、今後そういう機会があればそういった検討もされてもいいかと思いますので、またよろしくお願ひします。

答弁は要りません。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

先ほど私、町長に質問させていただいたことで、駐車場が造成のときに何か問題がなかったかという質問をしたときに、「何も問題ありません」というふうに答えていただいたと思います。今、高山委員の話の中では、水道管が破裂したという話があったのは、結局、町長の答弁に虚偽があったんじゃないかと私は思いますけども、これいかがなんですかね。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の井上委員のご質問ですが、通常、今回認定を受けている会計も一緒でございまして、会計的には企業会計のほうで処理するものでございます。原因が今回の一般会計の中の工事に対しての原因、それで水道が観光案内所、それから氏名を申しますけれども、旧のうおとめさんの施設に行っている水道管を布設替えするという事業になりました。これは水道管に原因がございませんので、原因をつくった一般会計の建設のほうで行うということで、このお金につきましては賠償金で払うと。

ほかのページでも、石原橋の改修とかでも同じように補償賠償金が出ています。これもほとんどが水道の布設替えとか、下水道のかさ上げとか、こういうところに予算を充てさせていただいておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、午前中に最後に質問した分について、もう一度だけお願いしたいと思うんですけども、いわゆる配食サービスと紙おむつの補助ということなんんですけども、配食につきましては、ずっと秋から冬、春という本当に限られた時期にしか配食されないし、いわゆるその間も週1回というような形で、大変限定期的な配食が続いております。

和束町の周りの同じ相楽郡の木津川地域の配食サービスを見ておりましても、やはり通年でされているというのが普通になっていますし、頻度についてもかなり高い頻度でされている自治体も多くあると思うんですね。和束町だけできないという理由つていろいろあるとは思うんですけども、ほかのところでできていて和束町だけはなかなかできないということではないと思いますので、今後せめて通年の事業にしていくことであるとか、また、紙おむつの補助につきましても、いわゆる今、非課税の人だけの対象になっておりますけども、今、紙おむつの値段そのものもかなり上がってき

ているという状況もありますし、そういうといった介護に関する負担も大きく上がってきています。そういう意味では、今の現状に合わせながら、もう少し対象の拡大であるとか、また、給付補助の増額であるとかいうことも今後検討いただく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺、両方合わせて答弁をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、配食につきましては、作る方がおられても、また過去の答弁もあったと思いますが、配る方がおられなくて、社協のほうに確認させていただきましても、なかなか人が集まらないということを聞いております。また、弁当のほうにつきましても、食中毒の関係等がございますので、通年のほうも難しいということを聞いております。ですので、今後そういう課題につきましては十分に検討したいなというふうには思います。

また、もう一つの紙おむつで物価高騰ということでございますが、一定、月5,000円というような形で、町に申請していただく形で4か月に1回返金をさせていただいているところでございます。また、この辺りにつきましても社会情勢を見極めながら今後の検討課題とさせていただきたいと、このように考えているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

特に、配食サービスについては、これは何十年という間にわたってほとんどというか、全然変わってない状況があるんですね。ですから、食中毒の問題というのも、和束だけ食中毒になるとかね、ほかは通年で普通にやっているのに、それで食中毒が大

量発生してできなくなつたなんていう話にはなつてないわけで、そういう点では、もちろん人の配置であるとか、人手不足ということがなんかが大きくあるとは思うんですけども、それはやはり最近の話ではなくて、もうずっと前からの課題なわけですよね。ですので、ぜひそこはどうすればできるかということで、社協任せということでなくて、町としてもどうすればできるかということをぜひ真剣に考えていただいて、せめて通年事業としてできるようにお願いしたいというふうに思います。

次に、これは全体予算の全体という点で申し訳ないんですけども、いわゆる物価高騰の暮らしへの影響というのは、本当に1年を通じて大変厳しいものがあったというふうに思います。そういう点で、やはり町として住民の皆さんの暮らしに少しでも支援を行っていくということで、町としてもいろいろと検討いただいたとは思いますけども、令和6年度の予算執行の中で、物価高騰対策として取り組んだというふうに町として位置づけている事業について、町長から、その辺を説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的には、令和6年度は、茶源郷ポイントを創設した中で、茶源郷ポイントを使った事業が一番の目玉であったかと思っております。

その他につきましては、個々いろんな形で予算配分を見ながらさせていただいたとは私の中では認識はしておりますけれども、委員おっしゃるとおり、令和5年から6年、6年から7年にかけての物価の上昇率というのは想像を絶するような、想定外の物価高騰がしております。その点については私も認識しておりますので、これについては、国・府等にもお願いをしながら、できる限り交付金、そしてその上に幾ばくかのお金を乗せていくけるというような格好を取りたいというのが今までの答弁のとおりでございます。

どこをメインと言わると、茶源郷ポイントで町内でお金を回すと。これにつきましてはちょっと長くなりますが、この決算書の中で上がっている地方消費税の入の分で8,000万円ほどしか上がってないと。例えば、和東町の中でお茶とかの部分でいうと40億円ぐらいの売上げがありながら、なかなかそのお金が和東町内で回ってないということも大きな原因にあると思いますので、その辺いろいろなところも含めて、もう少し町内でお金を回して、そのお金をまた和東町が住民の方に返せるような構造ができればというのが私の思いでありますので、その点について時間はかかると思いますけども、何とかしっかりとやっていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それで、地域ポイントの関係が138ページになるわけですけども、地域ポイントの考え方というか、今言われたように地域で回すというかね、循環させていくという考え方そのものは大変大事なことだというふうに思うんですけども、ただ、地域ポイントの課題としては、国などから一定の財源が来ないと機能しないというか、そもそも降って湧くようなものじゃないので、要は、そういった財源があってこそそのポイントになるので、そういった根拠がないとなかなか機能しないということや、やはりそういう意味では、国の財源頼みになってしまって、そういうような不安定さがあるということがあると思います。

ただ、やはりせっかくつくられたシステムという意味では、今後そういうポイントの対象という点で、私は子育て応援給付金をその対象にしたというのは賛成できないんですけども、例えば、商品券ときもそうなんですけども、やはり商品券をもらってもなかなか使う当てがないと。使えるところがない。自分で買い物に行けないとかいふことも含めて、そういう方もかなりおられたというふうに思うんですね。

そういう点では、例えば全部とは言いませんけども、何らか公共料金などを支払う際にそれを使えるであるとか、また、今、ポイントを使って買い物するとなっていますけども、例えば、買い物をしたときに若干ポイントが返ってくるとか、そういうのがよくありますよね。そういう仕組みに今後そういう可能性はないのかとかいうことも含めて、一定やはり対象の拡大や、またポイント付与の在り方の改善ですね、そういうしたことというのは今後考えられるかどうか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

委員のご質問に答弁させていただきます。

まさに今ご指摘のとこがそのとこでございます。当初の僕の中の発想から事業に移していただいた中には、ポイント付与というのが視野に入れておりました。それというのは買っていただいてポイントをもらう。それに対して返していく。大きなポイントにしなければ何とか短期財源でも対応できるんじやないかというようなことも考えていたところでございます。

あわせて、なかなか進まなかつたのが、商工会が発行されている商品券ですね、これもできることであればポイントにしたいということで考えておりましたが、当初頂いたシステム構築の補助金の中では、なかなかそこまで回すことが難しいというのが現実であります、令和7年度の予算を見ていただくと分かると思うんですけども、システム維持費についても、それなりのお金がかかっているということも現実あります。できることであれば、普通に市販されているいろんなポイント制度があります。これに近い形に持つていけるような仕組みのシステムは使っておりますので、今後その点については、できるだけ早い時期に改善をしていきたいと考えています。

また、あわせて、今言われてますように、ポイントをどういう具合にしていくかということですけども、これについては、もっともっと地元の中で理解を得ながら、地

元としてそのポイントを使う方も、使われるほうも両方回ればいいのかなと希望はしているところです。

また、ポイントについて 1 点私のほうに来ていたのは、今言われましたように、商品券とかを持って買いに行けない方というのは確かにあります。今回もそういう方がおられて、今回、私のとこに入ってきた情報では、世帯主にポイント付与した場合に、世帯主が息子に変わっていて、お父さんが自分のカードを持ってお店に行ったら使えなかったとか、反対に、転出されたことによってポイントが消えているとかという事案が何件が発生したのと、あわせて、土日のフォローがなかなかできていないので、ポイントが確実に入ってるかどうか分からなかったということで苦情を受けたこともあります。

そういう反省点がいろいろありますので、この辺も含めて今後に向けた検討をしていきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

いい意味で活用していくということ自身は大変大事なことだと思いますので、できる限り住民の皆さんのが使いやすいというか、使ってよかったですと思えるような仕組みというものへの改善はぜひお願いしたいと思うんです。

ただ、やはりこれだけで全部やっていくという物価高騰対策とか暮らし支援ということではないですので、先ほど言われたような、根本的にやはりもう少し対策を打つていけたらという話はもちろんそうなんんですけども、ただやっぱり本当にもう今の問題になっているという意味では、やはり令和 6 年度にも繰り返し要望しましたけども、町として一番多くの皆さんに恩恵があって、町としても効果のある、そういった対策としてはやはり公共料金ですよね、これを少しでもやはり次元的にでも軽減をして、ほかに使えるお金を多くしていくということができたというふうに思うんですね。

そういう点で、水道料金の減免というのが一番効果があるし、多くの方が恩恵があるというふうに思うんですが、令和6年度については、国のはうの交付金が秋以降にあったときに、一定その使い道として、水道料金の減免にも使えますというふうに国のはうもお墨つきを与えていただいた件がありました。しかし残念ながら、町としては取り組んでいただけなかったという結果がありますが、そういう点では、今後も含めて、これ自身には時限的な措置も含めて、今後、対象から排除せずに検討いただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の委員のご質問に答弁させていただきます。

まさに言われるとおりで、この件につきましては、その当時も水道料金の減免に充てられないかという検討はしております。実際的に行ったのは、茶源郷ポイントのほうにしてくれというのを私からのお願いでした。これは創設した茶源郷ポイントをいかに皆さんに周知していくか、それから、それを使っていただけるかということがありましたので、今回は茶源郷ポイントに重点を置いたわけでございます。

あと、今言われていますように、私はこうして「茶源郷ポイント」「茶源郷ポイント」と言っていますけども、国の制度によりますと現金支給しか駄目なものもあります。先ほど言いました子育て支援の20万円につきましては町単費でやっている事業なんで、茶源郷ポイントを使えるんですけども、他の支援については現金給付しか駄目だとかいうのがあります。実際のところ、直接10万円で高額の交付金があったときも、和束町には3億円ほどの交付金が入っておるんですけども、3億円分ぐらい売上げが上がったのかというと、なかなかそこまで上がってないというような話を聞いています。

今回、茶源郷ポイントにしたことによって、ある商店さんからは、それを使って今

月の売上げが 150 万円ほど上がったというような話も出たりしていますので、できるだけ町内でお金を使ってもらいたいということが茶源郷ポイントの趣旨でございます。

ただ、制度がございますので、制度によっては若干ほかの現金になったり、減免になったり、いろんなほかの方法も出てきますので、今言われたように、1世帯に同じずっとお金をお渡しするということについていえば、水道料金に充てるのも、それから今回渡すのも、お金には顔も名前もありませんので、一緒であろうということが僕の判断ですので、その点についてだけはご理解を願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今度の本会議のときに出される補正予算に、前回初日に提案された専決案件ですね、そこの崩れた分の工事費について 4,000 万円計上されていたと思うんです。あれは財源的には基金になっていたと思うんですよね。もちろんそれはそれとしてですけども、それも本当は全然想定してなかったお金だと思うんです。

そういう意味では、水道料金の基本料金を減免した場合に、大体 1か月 350 万円ぐらいだと思うんですね。そうなると、今度の基金を崩して工事を行うというお金でいえば、ほぼ 1 年分ぐらいになるわけですよね。その気になればというと変ですけど、必要になればそれくらい出せるわけですよ。

だから、そういった点では、令和 6 年度においても、やはり地域ポイントはポイントとして行いつつも、こういったこともできたというふうに思いますので、そういった意味では今後もその辺は迅速に対応していただきたいなというふうに思います。

あわせて、水道に関連してですけども、今回、公営企業会計の決算審査意見書の中で、特に下水道の関係なんですけども、その中で今後のことですが、いろいろ更新費用に大きなお金がかかるということが想定されるので、公営企業の趣旨に沿った下水

道使用料の見直しをはじめ、云々というふうに指摘されております。これはやはり今後、下水道使用料を見直すというのは、基本的には値上げをしていくと思うんですけど、こういったことというのは、今後どういうスパンで見直しというのはされようとしているのか、それ自身やはり値上げになっていくというふうに考えてよいのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的には、岡本委員がおっしゃられるように、いろんな物価高騰に原因があると私は思っています。

一つは、ここにも書いていますように、耐用年数が既に 15 年以上超えているということで、それを維持するはどうするのかという問題があると思います。

もう 1 点は、今回も高山委員から質問があったと思いますけども、浄化槽の家と下水道の家では、かなり料金が変わっています。下水道の場合だと、その家の人が減ると下水道料金は安くなります。逆に、浄化槽の場合は、人が減ろうが減ろうまいが、浄化槽の大きさでほぼほぼ値段が決まってくるというような状況が起こっているのが現実でございます。

その辺も含めまして、今後、下水道を維持していくためにはどのぐらいのお金がかかるかということについて、今、委員がおっしゃるように、料金をどういう体系に持っていくのかということを検討していく時期が来ているのかということでございます。

これは水道料金も同じでございまして、水道料金につきましても、私が担当課長のときには大体 1 か月当たり 1,000 万円を超える金額が入となるということで、今の料金を設定させてもらいました。ただ、実際にそこから考えますと、現実に今入っている料金が約 300 万円ぐらい減額してきているというのが現状でございます。

そういう中で、物価高騰のあおりも受けながら、町としましても、できる限り住民の方に安価で低廉な水、安心安全な水処理をしていこうというのは、考え方は一緒にございますが、その分につきましては、私がいつも言っています応分の負担の中で住民の理解を得ながら進めていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今言われるよう、水道にしても下水道にしても全国的にも言われてますけども、その更新をどうしていくのか。また、この間、例の埼玉県の事故などのことも受けて、老朽化どうしていくのかとかいうような話が出ております。ただ、それを全て応分の負担と言って水道料金などに跳ね返していったら、大変果てしない値上げになってしまふということがございます。

そういう点でいえば、やはりこういったものは大変公的に必要なインフラですから、全て住民負担ということじゃなくて、国も含めてそういう整備事業の予算についてはちゃんと充てていくということがやはり必要だと思いますので、そこは特に国等に強く要望していただくことも併せてお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、102ページの地域循環型農業推進事業920万円というのがあります。これはいわゆる活性化センターのほうとかで堆肥作りということで何年かにわたってやっていただいてきた事業だと思いますが、この辺、令和6年度の実施状況というのはどうであったかということと、これが令和7年度からはこの事業はなくなったわけですけども、堆肥事業というのは、ある意味、一定長い目で見ないかん事業だったと思うんですけども、それを打ち切られたという意味で、その辺どのようなあれでそうなったのかということも含めて説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の委員のご質問について答弁させていただきます。

確かに、今言われるとおり、これは活性化のほうに出した事業でございます。4年ほど委託で事業をしていただきました。最終的に一番大きな問題となったのは、各都道府県ごとに成分の違いで薬価が通らないと、それが一番の大きな問題でした。これを続けていくという手もあったんですけども、この段階でこれを続けていっても京都府の基準がそこまでどうなるかという問題があるので、一旦やめる勇気と続ける勇気の中でやめる勇気を取ったというのが現実でございます。それで、活性化センターの事業からこの事業を令和7年度から廃止をさせていただきました。

これにつきまして成果があったのかと言われますと、プランターによる土、それから個人的に使う分に関しては成果があったと思いますし、一見これを使って堆肥場をつくられた方もおられます。ですので、一応その成果の量を測ると難しいところはありますが、そういう提案ができたということに関しては一つの成果ではなかったかなというふうに私は思っております。

そういうことでご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、畠委員。

○10番（畠 武志君）

保健福祉課長、先ほど高山委員の質問の中で、水道の布設替えということでございました。しかし、明細書を見とったらね、入れる項目がもっと上に入っとたら分かることです。あくまでも備品購入費の中の下に入っとるからこういう疑問が湧いたんです。こんなとこへ入れんと、もっと上ですよと私はこのように思います。これは言つておきます。

実は、去る9月1日の総務厚生常任委員会の中で、山城病院の負担金のことで参事

とかおられました中で若干お聞きしました。今回お聞きすると、山城病院の決算で恐らく赤字決算になるだろうと。この間は累計で6億円ぐらいの赤字決算になるというような答弁をいただきました。そうすると、今後この分担金が恐らくまた各町村に跳ね上がってくるんじゃないかと、このように危惧しているんです。これはそのときに町長はおられませんでしたから政策の問題ですから、今回この本会議場で町長のお考えを聞きたいと、このように思うんです。

というのは、仮にそういう要望があったら受けられるのか受けられないのか、その点、町長にお聞きします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

委員のご質問に答弁させていただきます。

すみません、先ほど担当課長の責ということで言わされましたけども、この点につきましては、予算の計上の関係で、款、項、目、節、細則の順番がこの順番になりますので、これはどこに行っても請負費の下に来るということだけはご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それとあわせまして、山城病院の件でございます。確かに今言われるように、山城病院の単年度の赤字が2億6,000万円ぐらい出ているということで私どもも報告を受けてます。これはそのまま分担金に跳ね返ってくるのかというと、まさにそのとおりでございます。

これは何が原因かということを今、事務局のほうで追求をしていただいている。大まかに返ってきてている内容でいいますと、コロナ後の受診者が激減しているというのが現状です。これが全国的なニュースになっている公立病院の経営困難というところにつながっているというのは間違いないということで、これは全国的な話として出ております。

実際、和束町でいいますと、今一番よく分かるのは、今期の定例会当初に諸般の報告をさせていただきました徳洲会病院の送迎バスです。民間はああいう形で簡単に動いていただけます。要するに、患者さんはお客様なので、そういう形で取ってもらえるんですけども、なかなか公立病院がそういうことをするかというと、運営を圧迫というようなこともありますので、なかなか難しい点があるのと、京都南山城圏域においては大きな病院が数件ある。それで山城病院を中心に考えても、周りに6軒ぐらい大きな病院があって、患者の選択になるということが大きく原因に出ています。それが経営不振につながっているんじゃないかということも推測できるところですけども、実際のところでいいますと、そうであるという確証的なものはまだ出ておりませんので、これは来週また管理者会があるんですけども、そういうところで報告が来ると思いますので、また議会のほうにも、山城病院で出ていただいている議員のほうにも何らかの報告があると思いますので、ご理解を願いたいと思います。

町としてというか、私として、副管理者としてお願いをしている部分でございます。分担金につきましては、基本的に100%のうち95%ぐらいまでは木津川市が持っていただいていると。残りの5%ぐらいのところを和束町と笠置町と南山城村が持っていると。ただ、唯一、和束町は国保病院を持っていて、国保連携とか何かできないのかということは提案させてもらっています。

その中で一応お聞き入れいただいているのは、検査関係の人数を増やせるんじやないかということです。今受けていただいている人間ドックですね、これも一番多いのは木津川市で、その後、和束町、笠置町、南山城村というふうになるんですけども、その辺の人数を今以上に増やしていただいて、もう少し受けやすくするというようなことも、今、山城病院が検討していただいている。

そういう形で、いろんな委員からもご質問ございましたけども、行政自身も、一定、経営を考えないとなかなか前へ進めないという状況がございますので、この点については私も厳しく一組合のほうには申しておりますので、できましたら議員の皆さんに

おかげましても、そういう形で応援いただけたらありがたいと思いますので、ご理解のほどとご支援のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、畠委員。

○10番（畠 武志君）

以前、堀町長の時代に老健山城が4階の改築のときに四百何万円の分担金から上げてくれという話もその時代もありました。これは聞いております。コロナときはコロナ補助金がかなり来ましたから黒字決算をしました。これも一つの企業です。山城病院 자체がもっともっと努力しなくてはいけないと。和束町ほど財源が乏しい、交付税に依存している町村はないわけですよ。私から言うたら非常に甘いと、このように言わざるを得ないと。

それから、やはり人の噂は悪いことを言うてます。実は先日、二、三日前ですけど、本来なら山城病院へ行ったらいいんだけど、足痛が起ったと。レントゲンも撮ってもらって異常なしと。帰ってくるなりどう言われたかいうと、高の原病院へ行ったと思うんですけどね、高の原病院安いわと。山城みたいなもん行けないわと。高の原だから個人の病院のほうへ紹介状を書いて、山城へ行けや言うたら、わざと言ったんですけどね、山城病院へ行ったらどうや、行かないと。これほど信頼は落ちてきているんですよ。だけど、先ほど言われた人間ドックでもそうでしょう。木津川市の住民は徳洲会まで行けるというふうにも聞いております。これはちょっと聞いてるだけで定かではありませんから、これ以上言いませんが、こういう事態が起こっていることは事実なんです。

それに増してね、2,600万円分担金を上げるなんて、これは僅か5%の分担金であるかもしれないけど、かなり問題になってくると、このように思うんです。この辺のところは十分汲んだ上でこれからの施策に取り組んでいただきたいと、このように思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の畠委員のご意見につきましては真摯に受け止めさせていただき、今後、副管理者としての対応に当たりたいと思っております。できる限りそういう面について、うちには国保病院がありますので、国保病院から山城病院に送っていただくということも考えた中でやっていきたいと思いますので、私ほうも、できる限り町の税金をできるだけ地元で回せることになるよう頑張りますので、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、畠委員。

○10番（畠 武志君）

次に、もう1点、104ページです。

交流ステーション379万930円、令和7年度は打ち切ったということでございますが、実は令和3年4月27日と6月23日に和束の郷協議会に300万円の貸付金がございます。ちょっと聞きとった話では、まだ貸付金が戻ってこないと、こういう現状もお聞きしました。

その後、200万円は返ってきたと。残り100万円であるのか50万円であるのか、細かいことは分かりませんが、いわゆる活性化センターから貸付金が出ていると、このように解釈しているんですけど、これは令和3年ですから、今の町長の前のときと思います。これがなぜこういう形になって今まで置いておったのか、これもちょっと分かりません。

中身を見ておったら、379万円を出しつつ経営状態が思わしくないのか、その辺は私、分かりませんけど、令和3年の発足したときかなと思うんですけど、300万円を貸したいきさつを知っている人、誰か答えていただきたいと、このように思いま

す。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご答弁させていただきます。

今の委員のご指摘でございます。これにつきましては、月例監査の中で監査委員からご指摘を受けた点でございます。300万円が貸付けというか、まだそのままになっているんじゃないかということのご指摘でございました。これにつきましては、私のほうで中に入り、何とかそれを返済するように話はしております。

和束の郷についての話でございます。和束の郷につきましては、当初、住民の方を集めて、これももっと元に戻りますと、和束の1業者が100円市を閉められたという過去の経過がございます。その経過のときに、いろいろそこに納品をされていた方が、どこがないかということで町のほうにいろんなお話を持ってこられた時期がありました。それを何とかカバーできないかということで、にわか仕立てというと失礼な言い方になりますけども、何とかできないかということで、そういう方々を中心に和束の郷協議会というのを立ち上げていただいたのが現状でございます。立ち上げてもらうのは、その人たちは今まで納品するだけでそれで終わりだという話になってしまふんですけども、施設については町が地方創生で何とかできるけども、運転資金はどうするという話になりました、その当時の中で運転資金を活性化センターから出すという話ができたというふうに私は聞いております。これ聞いている話です。

その運転資金300万円は活性化センターから出すということでなったんですけども、和束の郷協議会はどうだということになると、和束の郷協議会自身はどこにも属さない単なるにわか仕立ての団体になってしまふと、今度はいろんな面でいろんな問題があるということで、活性化センターが一時的に下部団体において管理をしていくということで、活性化センターから資金が行ったのも事実でございます。

数年間は活性化センターが経理等を担当しながら経営状況を見ておったんですけども、2年、3年とたつていく間に、この施設についてどうだという話になってきていました。

それと併せて、町のほうからも会計年度任用職2名を派遣をして、販売員ということで、和束の郷をしっかり動いていただこうということで、ほかに和束茶カフェ等々も同じようなことをやって立ち上げた経緯がございます。3年経過しましたので、この段階で300万円についてはこちらのほうに運転資金の中で貯めたから返してくれるだろうということでお話を持っていましたんですけども、私も見せていただきましたけども、中の経営状態というのは、自転車で火の車のような状況にあったのは事実でございます。

そこで、無駄なものを省けというのを全部こちらのほうから指示を出しまして、それで省いた中で、まず一定のお金をそこから返していこうと。その後、自立していくということで、実際のところ250万円は返っていると思います。あと、50万円については今年度内に何とか返してもらおうという考え方をしておるんですけども、そしたら和束の郷をこれからどうするという、そこにいろんな方がおられますので、この方々をどういう具合に今後もっていくんやと。

一番初めの目的は、自分らが作った物を売りたい、ちょっと買ってほしいという話が始まっているとこを何とか私は行政として支援をしていこうという趣旨がありますので、その辺、次の段階にどうステップを踏むのかということで、今、和束の郷協議会と協議を持ちたいという話をしております。

これは実は先日決まったことなんんですけども、10月の半ばに、茶源郷出前サロンということで和束の郷協議会とお話をていきたいということで、今、調整をしているところでございます。これが詰まり次第この話が進むんですけども、その中に和束の郷協議会のほうからは、オブザーバーを入れたいという話も出ています。そういうことなので、自立して立ち直ろうとするのか、もう少し和束町が、今度は資金的では

なく指導的に関わっていくのか、それは活性化が関わるのか、和束町が直接関わるのかは今後の課題となりますけども、そういうことをしながら何とか対応していきたいと考えておりますので、いましばらくこの状態を見ていただきながら、潰すということは絶対できませんので、それを何とかうまく経営に乗せるのか、他の団体に吸収させるのかのどちらかの方法も含めながら進めてまいりたいと思っておりますので、いましばらくこの件についてはご理解を賜りたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、畠委員。

○10番（畠 武志君）

設立当時には、賛成の方、反対の方はいろいろおられました。これは私も覚えていました。私は賛成をいたしました。それはお年寄りが楽しみで野菜を作つてると、そういう売場がなかったという声も聞き、「分かった」というような思いで私は賛成をいたしました。しかし、その当時から再任用職員を送つてやつてあるんでしょう。そこから3年経過したんです。今になると、地元の野菜を置くという目的で立ち上げられたと、このように思います。しかし、中身を見てみると、こんなこと言うたら悪いですけど、ほかから仕入れてきたものをどんどんどんどん売つて、今、商売屋さんですね。それをやつたら地元の商売屋は潰れますよということは現実的に起つてきているんですよ。にもかかわらず、この300万円。令和3年ですよ。まだ、町から補助金が出てるときですよ。町から見ましょとやつてあるときに、まだこれをやつてはいるのかと。一回返つてきたんかなというとこからこの問題が出てきたんです。いつまでもこれに甘えたらあきません。

グリンティですか、あそこも水道光熱費で年間8万円から10万円ほど頂いてると思うんですよ。ここも多分いただいていると思うんですけどね。これでも収支が取れないというような状態であるのか、私は中まで入つていませんから、そこらは定かではありません。その点についての町長の考えは、まだもうちょっと見ていかなあか

んというような、潰すわけにはいかないでしょう。立ち上げたものを潰すのはいとも簡単ですよ。しかし、それはできないとしたらどういう手だてをやっていくのか、今お考えがあるのか、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

やめる勇気は現段階で私にはございません。ですので、やめるということは選択肢には入れていません。ただ、どこかの団体の下部につけて経営を見直すということに関しては、考えはあります。

ただ、ここに公金を投入する考え方、人的なもの言いつけて経営を見直していく方ことに関しては、考えはあります。ただ、ここに公金を投入する考え方ものが人的なものを、お金に対してこれを投入する考え方はございません。この3点をうまく融合させながら、何とか和束の郷の形でするのか、それとも名前を変えてでも、住民の方々の一つの和みになるような形になるのか分かりませんけども、そういう形で何とか継続をしたいというふうに思っておりますので、皆さんのお知恵もお借りしながら前へ進めたいと思いますので、その点についてはご理解を願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、畠委員。

○10番（畠 武志君）

これ以上言いません。これを聞いている、ここで働いておられる方も残っておられるんですよ。しかし、現実は現実です。公金です。ここはやっぱりちゃんとけじめだけはつけていただきたい、このように思います。

終わります。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

ただいまから 2 時 25 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 16 分～午後 2 時 25 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許可します。

7 番、岡本委員。

○ 7 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、認定第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号に反対の立場から討論を行います。

まず、認定第 1 号 一般会計決算認定についてです。

令和 6 年度決算は、馬場町長が初めて編成した予算の執行結果となりました。町長は、当初予算の編成にあたり、今後に向けての助走と位置づけられましたが、私は、予算審議の際、異常な物価高騰が深刻さを増し、実質賃金も年金も増えない一方で、医療や介護などの負担ばかりが重くなる中、住民の福祉と暮らしを守る地方自治体の役割を發揮し、住民生活への支援に全力をあげる予算の執行を強く求めました。

それからの 1 年、物価高騰は止まらず、毎月多くのものが値上がりを続け、それに加えて、長年の自民党農政の破綻によるコメ不足と米価高騰が襲い、主食のコメさえも手に入らない、安心して買えない、食べられない事態が発生し、暮らしに大きな不安を広げた年でもありました。このような中で、まさに地方自治体としての役割發揮、真価が問われる 1 年と言えましたが、残念ながら町の取り組みは国の財源待ちで、町独自の姿勢も取り組みも極めて不十分でした。

また、令和 6 年度は、鷲峰山トンネルの開通、総合保健福祉施設の完成など、まち

づくりにとって重要な節目となりましたが、特に総合保健福祉施設のオープンに向けての取り組み、体制整備など、準備に関わっては様々な問題点もありました。このような点から、本決算認定には反対するものですが、具体的に次の点を指摘しておきたいと思います。

第一に、先ほども指摘したように、深刻な物価高騰から暮らしを支え守る取り組みがほぼ無策だったことです。町長は、国からの財源措置があればとの姿勢に終始され、町独自の対策には一貫して背を向けました。地方自治体が行う効果的な物価高騰対策は公共料金の軽減であり、国が電気やガソリン代、府がプロパンガスへの補助を実施したように、町の判断で実施できる最も効果的な施策は、上下水道料金の基本料金などの減免にあります。

昨年秋の臨時国会で政府が予算化した物価高騰対策の地方交付金の使途として水道料金減免が対象になり、減免を行うチャンスがありながら採用しなかったのは判断の誤りと言わざるを得ません。

第二に、総合保健福祉施設の整備、業務開始準備に関わるハード面、ソフト面での問題にあります。

ハード面では、防災上の対策と駐車場整備があげられます。防災面では、もともと現地は浸水と土砂災害の危険性が高く、防災上の評価が低い場所でしたが、科学的根拠も示されないまま評価が上方修正された不可解な経過がありました。同時に、その低評価を補い、現地での整備を行う条件として地盤のかさ上げが指摘されておりましたが、結局、それも行われないまま建設され、その根拠も極めてあいまいで、安全よりも財政効果を優先したと言わざるを得ません。

駐車場については、本来、施設本体の整備と一体のものであり、未だに整備を終えていないのは異常と思われます。しかも、駐車場が間に合わないことをわかっていないながら、社協等の公用車の駐車スペースの確保も不十分なまま業務を開始したことは、極めて無責任と言わざるを得ません。

ソフト面での最大の問題は、施設利用料の減免規定を整備しなかった点があります。それが施設オープン後の住民の利用を妨げることにつながっており、早急に見直し、減免規定を整備することは不可欠と考えます。

第三に、子ども・子育て支援と定住促進についての点です。

令和6年度の人口動態の結果はマイナス88人と減少傾向は依然高い水準になっているとともに、中でも出生数が4人にとどまったことが際立つ結果となりました。出生数の減少には様々な原因があると思いますが、子どもを望む方が安心して子どもを産み、育てられる和束にしていく努力がこれまで以上に求められています。その意味でも、令和6年度に策定された第3期子ども・子育て支援計画がカギとなります。計画策定にむけたアンケート調査の対象が就学前と小学生の保護者に限られ、子ども自身の声や意見を聞く機会が作られなかったことは、子ども基本法でも位置づけられた子どもの権利条約の趣旨を無視するものであり、怠慢と言わざるを得ません。今からでも子どもたちの意見を聞く機会を持ち、計画に反映することを求める。

また、令和6年度では医療費無償化など、これまでの支援策が継続されましたが、他の自治体での取り組みも進む中で、現状維持だけではなく、さらに支援を強化、充実する必要があります。

定住促進では、住宅の整備、確保の重要性がますます高まったと考えます。移住者ののみでなく、和束で生まれ育った若い世代の受け皿としても、一定規模の公的住宅の整備や公的な家賃補助と合わせた民間賃貸住宅の誘致などを早急に具体化していく時ではないかと思います。

第四に公共交通の充実、改善に關わる問題です。

質疑では十分取り上げられませんでしたけれども、令和6年度ではデマンド型乗り合い交通の2年間の試行運行を終え、年度途中から住民組織と協議会による運行に移行されました。より地域に密着した運営主体への移行自身は望ましい形態なのかもしれませんのが、住民、利用者の移動を安全にサポートする公共交通機関は、本来高い専

門性や技術が要求されるものです。それを保障し、将来にわたり運営を維持していくには運転手やスタッフの安定した確保が不可欠であり、今後もより公的な責任と関与が必要になると考えます。

そのような前提があるにいたしましても、移行時において試行運行期間よりも利便性が低下する事態が生まれたことはいただけませんでした。試行運行を経て明らかになった課題に基づく改善を行い、少しでも利便性を高めて本運行に移行しなければ、2年もかけて行ってきた試行運行の意味がありません。

令和7年度に入って小型カーの導入や停留所の増設など一定の改善が進められておりますが、本来は令和6年度においておこなうべきものです。また、奈良交通バスも含め、運賃、交通費の軽減も必要です。

そもそもバス離れの大きな要因の1つが高い交通費にあり、直ちに軽減すべきです。高校生の通学補助対象を加茂駅以降の鉄道定期等にも拡大すべきだと思います。

この間、ワゴン車の宇治田原便の運行開始とともに、総考館中学校前のバス停から京田辺と宇治方面を結ぶ京都京阪バスの路線も定期代補助の対象になりました。この改定自身は必要な改定ですけれども、これまで町内と加茂駅を結ぶ奈良交通バスの利用促進を目的としてきた制度の趣旨を大きく変更するものです。これが可能ならば、加茂駅以降の鉄道定期等についても補助対象にできるはずであり、今後検討を求めるいと思います。

第五に、高齢者の暮らしと福祉を守る施策の不十分さの点です。

当初予算の討論でも指摘しましたが、深刻な物価高騰が続く中で、もともと貧弱な年金のうえ、介護や医療の保険料や利用料などの負担が重い高齢者の暮らしは厳しさを増しています。また、高齢化が進む中で自動車免許の返納による移動手段の喪失や制限、ゴミ出しや草刈り等の困難など、生活上の支援の必要性も高まっています。しかし、経済的な負担軽減も生活支援も極めて弱い状況があります。これまでも改善を求めてきた配食や紙おむつ代補助の拡充も遅々として進んでおりません。高齢者の負

担を減らし、使える年金を増やすことは地域経済の循環につながり、暮らしを支え、質を向上させることは健康寿命を伸ばし、医療や介護の給付の良い意味での縮減につながり、多くの高齢者が様々な活動に参加する機会が増えることは、町の活性化にもつながります。

地域健康福祉活動推進事業や高齢者介護予防支援事業など、社協への委託事業への財政支援の拡充をはじめ、町として介護保険や後期高齢医療での負担軽減、間もなく設立、稼働するシルバー人材センターの定着など、抜本的な支援強化を求めることがあります。

最後に第六に、相楽東部広域連合の本格的、根本的な見直し、特に教育委員会を各町村事務へ戻すことを真剣に検討するべきという点であります。

令和6年度末にまだ1期目の教育長が突然退任され、未だに後任が決まらない事態となっております。このような異常な事態となったのは、昨年12月に新聞報道された教育長による管内小中学校の校長への暴言、つまりはハラスメントが疑われる行為があったことと深い関係があると考えられます。教育長の暴言がハラスメントにあたるかどうかは正式な認定は行われていないようですが、暴言自身は教育長が非を認め、各校長に謝罪した旨の報道もされていることから事実と認められます。

教育長は教育行政のトップであり、東部3町村の教育全般に責任を負う立場にある方が、相手の人格を否定するような暴言を日常的に行っていたことは、ハラスメントか否かに関わらず重大な問題であり、まさに教育長としての資質に関わることでした。

問題は、このような重大な事態が発生し、報道までされているにも関わらず、連合としても、連合を構成し、多額の負担金を支出している町としても責任ある対応が全くされていないことです。教育長自身から事実関係や経過についての説明や謝罪もなかっただけでなく、連合も町もハラスメントの調査も認定も処分も行わないまま教育長不在の事態を招いたことは、副連合長を務められる町長にも重大な責任があります。

何よりも今回の事態は、連合に子どもたちの教育や地域の教育に責任を負う教育委

員会の事務を担うガバナンスも資格もない、安心して教育行政を任せられないことを浮き彫りにしたのではないかと思います。それは教育行政だけではなく、クリーンセンターでの地盤崩壊への対応でも同じことが言えます。町として今後も漫然と連合を継続するのではなく、最低でも教育委員会を連合事務から外し、各町村に戻すことを真剣に検討するべきだということを指摘しておきたいと思います。

以上、一般会計決算認定への反対討論といたします。

次に、認定第3号、国民健康保険特別会計決算認定についてです。

令和6年決算での最大の問題は、保険給付費で1億6,782万3,000円もの多額の減額補正を行った点です。これは昨年度の保険給付費の減額補正が約2,800万円だったことから考えてもあまりに異常で、当初予算での保険給付の見通しがあまりに杜撰だったと言えます。

保険給付費をどの程度に見込むかはその年度の保険税の水準に直結します。つまり、保険給付費の過大な見込みは保険税の過大な課税につながります。その意味からも、令和6年度の保険税水準は過大な保険給付費に基づいた過大な負担となっていたと言えます。

実際、減額補正された約1億6,800万円は、令和6年度の保険税収入9,764万7,000円を全額免除しても十分に賄える額であり、大幅な保険税引き下げも十分可能でした。最低でも18歳以下の子どもの均等割免除も実施できました。このような事態となった原因に、京都府の給付見込みの誤りがあるようですが、国保一元化の危うさを露呈したものであり、一元化の解消も含め、抜本的な見直しを求めるべきと考えます。

令和6年のもう一つの問題は、昨年12月からの紙の保険証の新規発行の停止です。発行済の保険証については今年12月まで有効とされていますが、今のところ、その後は、マイナ保険証以外の方には紙の保険証の代わりとなる資格確認書が配付される予定です。

後期高齢者については、この 7 月末で紙の保険証の期限を迎えたが、国の方針で 1 年間は全員に資格確認書を送付することになりました。私は、国は国保も同様にすべきであり、国がしなくとも町が保険者として全員へ資格確認書を配付すべきと考えます。

診療所業務については当初予算の討論でも指摘しましたが、夜間診療の再開等をあらためて求めたいと思います。この間、長年、町内の地域医療を担われてきた個人医院が閉院されるなど、地域医療の不安も広がっております。公的医療の役割発揮、強化がますます重要になってきていることを指摘し、反対討論と致します。

次に、認定第 5 号の後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。

令和 6 年度は保険料が改定され、所得割が 10.46% から 10.95%、均等割が年 5 万 3,420 円から 5 万 6,340 円にそれぞれ引き上げられ、本町の保険料収入では約 700 万円規模の負担増となっていました。平均 1 人年 7,560 円、月 630 円の値上げとなり、年金生活の高齢者には極めて厳しい値上げでした。

物価高騰による生活費の高騰や年金カットの中、高齢者の多くが医療機関にかかり、医療費負担もかかっていることも含め、値上げは許されませんでした。町として値上げ分を補填してでも負担増とならない措置を取るべきだったと考えます。

令和 6 年度は国保同様に、昨年 12 月から紙の保険証の新規発行が停止となり、この 7 月末で廃止されましたが、国の方針で後期高齢者全員に一律に資格確認書が配付されました。当面の期限が 1 年間ですが、それ以降も全員への配付が行われるよう国に対し要望すべきです。

後期高齢者医療は、そもそも、年金収入や所得の 1 割以上もの負担と年 5 万円以上の負担を保険料だけで強いる状況はあまりに過酷であり、この制度が出来た当初から危惧していた果てしのない負担増となる状況が現実になっております。このような制度は 1 日も早く廃止し、安心できる医療制度に改善することが急がれることを申し上げて、反対討論といたします。

次に、認定第6号 簡易水道事業会計決算認定についてです。

3年前に大幅な値上げ改定が行われた現状の水道料金の体系は新たな経営戦略も策定しないまま、何の戦略的、計画的根拠もなく改定されたものであり、不当な料金設定と言わざるを得ません。

現在、値上げが強行された時期よりも住民生活ははるかに厳しい状況にあり、最低でも基本水量の改定、基本料金の免除が求められており、実施すべきでした。

また、令和6年度においては、国からの物価高騰対策のための交付金を水道料金の時限的な減免に充当しても良いとの国の提示があり、時限的な基本料金免除等の軽減実施は十分可能だったにも関わらず採用しなかったのは、自治体の支援策として最も効果的な施策を放棄したものであり、誤った判断だったと考えます。

令和6年度から公営企業会計に移行しましたが、企業会計という性質上、今後、無理な独立採算や経済性を前面に、公衆衛生や住民福祉の増進という本来の役割や責任が後景においやられ、近い将来、料金値上げなどの負担増を押しつける危険性がございます。水道事業はあくまで公衆衛生であり、低廉な水を供給し、住民の命と生活を守ることが優先されることをあらためて申し上げて、反対討論といたします。

最後に、認定第7号 特定環境保全公共下水道事業決算認定についてです。

以前から申し上げているように、下水道の果たす役割や意義については理解しておりますが、下水道の接続や改修に係る費用に対する有効な補助、支援が今年度におきましても無いまま推移いたしました。引き続き、費用負担に対する有効な支援の整備を求めます。

本会計も簡易水道と同様、令和6年度から企業会計への移行が行われましたが、決算意見書の中で、「経営環境はより一層厳しさを増している」とし、「このような中、中央浄化センターなどの施設・設備の更新時期を迎えており、これらの更新には莫大な費用が想定される」ことから、公営企業の趣旨に則った下水道使用料の見直し、つまり値上げの検討を提起しております。

公営企業の趣旨とは徹底した独立採算主義であり、今後、独立採算を盾にした無理な使用料の大幅値上げが打ち出される危険を示唆したことは重大です。公共下水道も生活における必要不可欠なインフラであり、あくまで公衆衛生と住民福祉の向上の観点から運営されることで、そのために特に国が財政的にも支援を強化することこそ必要であることを強く求めまして、反対討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

8番、吉田委員。

○8番（吉田哲也君）

令和6年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和6年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると12.6%増の47億4,722万5,000円となり、実質収支額は5,090万7,000円の黒字となりました。依然として続くエネルギー価格や食料品をはじめとする生活必需品の高騰は、住民生活や経済活動に多大な影響を与えています。

町政運営においても、光熱水費等の固定費の増加や建設資材の高騰により、厳しい財政運営を余儀なくされる中、健康福祉交流センターの整備事業などの大規模事業を進められました。また、令和3年度からスタートした第5次総合計画による未来の和束町を見据えた施策も展開されてきました。

まず、高騰物価対策として、低所得世帯への給付金施策を実施されるとともに、町内全世帯を対象とした地域ポイント給付事業や子育て世帯への給付金事業を実施されるなど、限られた財源の中で、物価高騰の影響を受ける住民や事業者を支える施策が着実に展開されました。

また、地域医療の確保や保健福祉の充実、交流促進など、多くの複合的な機能を備えた「健康福祉交流センター」が建築されるとともに、オープンに向けた備品や医療

機器の整備なども進められました。

さらに、大規模事業により借り入れた町債の償還を見据え、令和3年度から大幅に増加した普通交付税等を可能な限り減債基金に積み立てられたことや、一般財源を確保するため、ふるさと納税受入額の増加を目指す取り組みを進めるなど、将来にわたり安定的な財政運営を継続できるよう努められております。

本町の喫緊の課題であります人口減少や少子高齢化の解消について、保育料や医療費、給食費などの無償化を継続し、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、引き続き取り組みを推進しておられます。

その他にも、災害の激甚化が進む中、老朽化した石寺橋の架替工事や道路改良事業など住民の命と暮らしを守るための取り組みが進められており、地域との協働による乗り合い交通「W a z C a r」の運行や、鷲峰山トンネルの開通を見据えた宇治茶の主産地としての特産品開発や石寺景観展望施設の整備など、安心で住みやすく、活気のあるまちづくりのための取り組みを推進されてきました。

以上、令和6年度は、第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷、知の郷、茶源郷和束」の実現へ向けた事業を展開されました。

長引く物価高騰による影響で、住民生活、行財政運営とともに非常に厳しい状況が続くことが予想されますが、健康福祉交流センターの供用開始や鷲峰山トンネルの開通など、地域が持続的に発展していくための基盤づくりが進んでいるところです。

石寺橋架替事業をはじめとする大規模事業が引き続き実施されていきますが、中長期的な財政展望を見据えた上で着実に事業を進められるとともに、併せて、足元の住民の暮らしを守る取り組みについても引き続き実施され、第5次総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けた様々な施策を推進されることをお願い申し上げまして、令和6年度和束町一般会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

6番、井上委員。

○ 6番（井上武津男君）

それでは、私は、認定第3号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

令和6年度の決算状況は、事業勘定で約268万円、直営診療施設勘定では約242万円、それぞれ黒字決算となりました。

まず、事業勘定の決算では、国民健康保険税収入が279万円の減収となっており、被保険者の減少に伴い、今後も決算規模は縮小傾向にあると考えます。しかしながら、広域化に伴う京都府へ納める国保事業納付金は前年度に比べ約1,842万円増加したため、当初予算では財政調整基金から1,500万円の繰入れが予算計上されました。決算書を確認しますと、財政調整基金の繰入れをすることなく事業運営できたことは一定評価できるものであります。

国保被保険者が減っていく中で、国保の広域化に伴う特別会計の費用負担は増えていくことが予想されますが、積み立てた基金を最大限活用するなど、和束町国保被保険者の負担増にならないよう努力をお願いいたします。

次に、直営施設勘定において診療収入の総額は約6,383万円となっており、昨年度に比べ143万円少なくなりました。特に社会保険診療収入の減が大きく、勤労者世帯の来院が減っているように思われます。しかしながら、後期高齢者医療保険診療報酬収入は前年度より増えており、全体の約55%を占めています。

また、一般会計からの繰入金も年々増加しており、歳出決算額においても、人件費をはじめ医薬材料費など経常的な経費を支出しており、厳しい経営状態であることが推察されます。

しかしながら、本年4月には健康福祉交流センターに施設を移し、医療機器整備をはじめ医療スタッフの充実が図られており、新たな診療所の利用者が増える要素が十

分にあると考えます。広報やホームページなどの利活用を図りながら、住民の健康を見守る身近な施設として努力いただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、2番、宗委員の発言を許可します。

○2番（宗 健司君）

私は、認定第5号 令和6年度和束町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度創設以来、安定した制度運営が図られ、住民の中に定着した制度になっています。こうした中で、令和6年度和束町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約9,278万円、歳出総額は約9,221万円となっており、歳入歳出差引額は約57万円の黒字であります。

収入の主なものは、保険料収入で前年度比19.9%増の約6,237万円、また、出についても、後期高齢者医療広域連合への納付金が前年度比14.4%増の約8,789万円でした。

少子高齢化による被保険者数の増加に伴い、現役世代の負担上昇を抑え持続可能な仕組みにするため、令和6年度から「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されたところです。

後期高齢者医療制度においては、より一層厳しい運営となりますが、被保険者の健康の維持、増進への取り組みに努めて頂き、病気や介護の予防につながる施策の充実を図られることを要望して、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

5番、村山委員、発言を許可します。

○ 5 番 (村山一彦君)

それでは、私は、認定第6号 令和6年度和束町簡易水道事業会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和6年度決算につきましては、公営企業法を適用し、官庁会計から公営企業会計に移行したことに伴い、これまでと大きく異なる決算となりました。損益計算書や貸借対照表が作成され、経営成績や資産・負債の状況などが把握できるようになり、これらの情報に基づき、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保ができるものと考えられます。

令和6年度の決算内容につきましては、給水収益が減少している中で、元金償還金の増加に伴う減債基金の取崩しを行うなど、厳しい経営状況となっています。基準内繰入金の範囲内で経営されているものの、損益計算書の当年度純利益は270万円程度と決して大きいものではなく、更新投資に備えた財源の確保も十分にできていない状況となっています。

厳しい経営状況の中、有形固定資産の半分以上は耐用年数を経過しており、特に旧西部水源における管路は大半が耐用年数を経過していることから、できる限り早期に更新に取り組む必要があるところです。令和6年度から2年間にわたり、旧西部水源の更新をはじめとする基本計画等の策定を進められているところですが、将来の水需要や経営状況を見据えた適切な施設規模となるよう、慎重に検討を進めていただきたいと思います。

簡易水道事業については、水道事業を取り巻く環境の変化の中で、より一層、経営状況が厳しさを増しており、併せて、水道施設の耐震化や更新を進めていかなければならぬという難しい局面にあります。その中でも、将来を見据えた計画的な更新に係る基本計画等の策定を進めつつ、日常の水道管理においても適切な水質管理のもと、安心安全な水を供給されており、高く評価できるものと考えております。

今後もより一層経営の効率化を図りつつ、独立採算の原則のもと、安心安全で安定

的な水の供給に取り組んでいただけることをお願い申し上げまして、令和 6 年度和束町簡易水道事業会計決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

賛成です。

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和 6 年度決算につきましては、簡易水道事業会計と同様、公営企業会計への移行に伴い、損益計算書や貸借対照表が作成され、これまで把握できなかった様々な情報を把握できるようになり、これまでと大きく異なる決算となりました。

令和 6 年度の決算内容につきましては、例年と同様、下水道整備当初の企業債の償還が未だに続いている、元利償還金が依然として高止まりを続けていることから、料金収入だけでは経営を維持することができず、資本費平準化債の借入を行った上で、基準外繰入金を含めた一般会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。さらに、企業債をはじめとする負債が大きいことから累積欠損金が生じており、抜本的な改革が必要であると考えられます。

このような厳しい経営状況の中、下水道の供用開始から 20 年以上が経過し、有形固定資産の半分以上が耐用年数を経過しています。特に、中央浄化センターの基幹設備は更新を検討する時期を迎えており、その先の管渠更新も見据えると莫大な投資が必要となることが見込まれます。

以上の点を踏まえますと、今後より一層、経営状況が厳しさを増していくと予想される中、下水道事業は転換期を迎えており、住民生活に必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくために、決算監査意見書の中でもありますとおり、下水道事

業の在り方について検討していくことが求められます。

以上のとおり、現在の経営状況については抜本的な見直しを進める必要がある一方、下水道本来の目的である汚水等の処理に関しては、適切に日常的な維持管理を行いながら安定的に汚水処理を行っておられ、生活環境の改善や豊かな自然環境の保全などが図られております。

また、徴収率も99%以上を維持されるなど、経営努力にも努められている点などを勘案し、令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、1件ごとに行います。

認定第1号 令和6年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和6年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和6年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和6年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、

認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号 令和6年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和6年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和6年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 令和6年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 令和6年度和束町簡易水道事業会計決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 令和6年度和束町簡易水道事業会計決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計決算認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る9月24日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時11分 閉会

和束町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

決算特別委員会委員長 岡田 勇